

平成26年3月7日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成26年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君

総務管理班長	太田雄君
参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
代表監査委員	清野精維君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤進 主 幹 佐々木弘子

議事日程 (第2号)

平成26年3月7日(金曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 1 号 松島町景観条例の制定について
- 〃 第 3 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 3 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 4 号 松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 5 号 松島町下水道条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 6 号 松島町水道事業給水条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 7 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 〃 第 9 議案第 8 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 〃 第 10 議案第 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 〃 第 11 議案第 10 号 指定管理者の指定について
【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】
- 〃 第 12 議案第 11 号 指定管理者の指定について

【高城公会堂】

- 〃 第 1 3 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について
【本郷ふれあいセンター、帰命院地区支館、反町支館】
- 〃 第 1 4 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
【白萩会館、華園集会場】
- 〃 第 1 5 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について
【名籠支館、古浦集会場、三浦支館、左坂支館】
- 〃 第 1 6 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について
【北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター】
- 〃 第 1 7 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について
【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
- 〃 第 1 8 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について
【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中才サブセンター、萱倉支館】
- 〃 第 1 9 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について
【上竹谷生活センター】
- 〃 第 2 0 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について
【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】
- 〃 第 2 1 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について
【根廻分館、後根廻支館】
- 〃 第 2 2 議案第 2 1 号 指定管理者の指定について
【初原コミュニティセンター、上初原支館】
- 〃 第 2 3 議案第 2 2 号 指定管理者の指定について
【桜渡戸分館】
- 〃 第 2 4 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について
【三浦墓地】
- 〃 第 2 5 議案第 2 4 号 指定管理者の指定について
【古浦墓地】
- 〃 第 2 6 議案第 2 5 号 町道の路線認定について

- 〃 第 27 議案第 26 号 工事請負契約の締結について
 - 〃 第 28 議案第 27 号 平成 25 年度松島町一般会計補正予算（第 7 号）について
 - 〃 第 29 議案第 28 号 平成 25 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 〃 第 30 議案第 29 号 平成 25 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 〃 第 31 議案第 30 号 平成 25 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 〃 第 32 議案第 31 号 平成 25 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 〃 第 33 議案第 32 号 平成 25 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 〃 第 34 議案第 33 号 平成 25 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 〃 第 35 議案第 34 号 平成 25 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。

松島町高城■■■■■■■■■■様外1名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第1号 松島町景観条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第1号 松島町景観条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は、この松島の美しい景観を後世に残す上からも、松島町景観条例を定めることは大変よいことだと思っております。ただし、松島に住んでいる人の理解がなくては、この条例は成り立たないと思っております。

今まで、景観フォーラムや町民懇談会などを通じて、景観条例について町民に周知はしていますが、これだけでは不十分だと思っております。「私は聞いていなかった」という声が上がらないとも限りません。

第3条第3項2、「町は町民及び事業者に対し景観形成に関する知識の普及及び意識の啓発を図るために情報提供その他必要な施策を講じなければならない」とあります。条例施行前にどのような施策を考えているか伺います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） まさにそのとおりでございまして、景観法の2条3項にも、良好な景観は地域住民の意向を含めてつくることというようなものが書いてございまして、私どももそれに従って、これまで素案もつくりましたし、案もつくらせていただいたということです。

素案は、平成24年7月か8月に全員協議会で協議をさせていただき、その後、景観重点地区につきまして、4地区5回ずつ、都合20回、勉強会をさせていただきました。それで、海岸の方にはかなり浸透したかなと。

さらにまた、来られない方もいらっしゃったので、その会ごとのお話し合いをした内容もペーパーでご報告申し上げたということでございます。

今後におきましても、こういったPRはいろいろな方面でやっていきたいと思います。広報では4月なり5月なりスタートになるかと思うんですが、特集ページも開きたいと思っていますし、それから、ホームページでもやっていきたいというように思っています。折に触れて説明の場は設けさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できましたら、本当に簡単な言葉で、本当に皆さんがわかりやすいような内容で周知してもらえますようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） この制定について、私自身がみどりのゾーンという、その地域に住んでいるんですが、今回、松島町も小学校2つに太陽光パネル等の設置がございます。その太陽光パネル、今の時代ですから、かなり今後も進んで太陽光パネルが設置されていくのかなと思っておりますので、その取り扱いといいますか、今後、そういうものに対して認可が求められるればどの地域でも設置していくのかどうか。その太陽光パネルと景観条例の取り扱いについてお話を願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 太陽光につきましては、2011年3月11日の被災以降、この景観計画、景観条例と非常に関連性のある文化財保存管理計画を所管しております宮城県のほうでもかなり懸念をしたところでございますが、これは、パネル設置については文化財としてもお認めするというところでございますので、私どもとしても景観計画上、景観条例上、お認めさせていただく方向で考えております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） そうした場合、うちのほうの地区でも空き地と思われるところにも今度、我々もわからなかったんですけども、かなりのパネルが設置されたという形はあります。それが景観に合うか合わないか、見た目が黒っぽいですから問題ではないのかなと思ってい

ますけれども、そういうものが徐々にふえていけば、それに対して景観等は度外視するかもしれないけれども、いたずらだとかそういうものが逆に発生する可能性も、結局誰も監視する場所ではないわけです。うちのほうの地域には、もうふる緊道路というか、道路面に属しているのが多々あるので、その辺がこれからふえていった場合、そういう面で結局不審者が出没しやすい場所にもなってくるわけですね。そのパネルがふえるということに対して、そこには不審者と思われる方が滞在する可能性もあるので、その辺の取り扱いは、今後、十分に気をつけてもらって、防護柵とかそういうものも考えながらやっていただければと私自身は思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 景観等からかなり離れてしまって、答えにくいところがあるわけですが、最近、私も見たところによりますと、テレビカメラを設置しておられるソーラーシステムもあるようでございまして、そういった意味では、セキュリティーの面でも守られつつあるのかなと。

ですが、震災直後にもうつくってしまったようなところはそういったものがないので、どうかなという疑問はありますが、うちの景観上、ちょっと答えられないところはありまして、この辺でございまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 防犯の問題は別にいたしまして、太陽光パネルの設置の場所、それからその規模、今後どういうふうにふえるかわからないところもありますよね。ふえないかもしれないと。

景観条例の中で松島の町の各地区エリア、特にそのみどりのゾーンと言われているところについてそういったものが果たして妥当なのかどうなのかについては、実はまだしっかり議論され尽くしていないところがあるのではないかとこのふうにも感じているんです。

それで、今後、そういったものが目に見えてふえてきて影響を与えるような場合は、景観の審議会というのも今後つくっていくというふうに思っていますので、その中で目に余るようなことになった場合にはその対策というものも立てる必要が出てくるかもしれないというふうに思っています。

それと、必ずしも太陽光パネルに限ったわけではないんですが、みどりのゾーン、それから里山ゾーンとかというふうなところにも、時代の流れに従って、ある種の開発的な部分が発生してくることは当然想定されるわけなので、そのときにどうしていくのかと。それについ

ても、景観審議会を含め、町民の方々の意見、また議会の方々の意見も含めて、どうあるべきかというふうな議論が今後されていくべきであろうというふうには思っておりますので、その段階で問題が発生したときに解決する方策を探っていくということになるのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、次に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、櫻井議員おっしゃいましたように、まさにそのとおりだと思うんです。そして、課長が質問に答えていただき、今度、広報や何かでますます周知をしていただくというようなお答えでありました。

こうやって20回ほど、私も何回か参加させていただいたと。本当に関心がどんどん高くなって、そしてシンポジウムも多くの方が見えました。そして、私、ちょっと気がかりだったのが、その中で、松島海岸地区の人たちがそんなには多くなかったのかなと。私のあれですよ。実際どのぐらいお見えになったかわかりませんが、そういう中で、今回指定されている最重点地区、この景観の重点地区がここから入るわけですね、今回は。そういう中で今度は事前協議というようなことになるわけでありまして。

一般の商店街、ホテルさんも当然、それから、重点地区におきましては、一般住宅も入るのかなと、こういうことだと思うんですけれども、この辺で一般住宅も当然入るわけですね。その辺よろしく願います。重点地区においてですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） もちろん入ります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになりますと、ますますこういうことは周知を徹底しないと、何だと、わからなかったというようなことが多々起きる可能性があるという思いです。

そういうことで、今、課長が言われたように、これを何回か当然広報でやる。そして、地域ごとに景観の3カ所で、海岸でやりました。それをまたさらに行っていただきたい。それで、さらに来なかったら、これはいたし方ないことかもしれません。

そういうことで、その重点地区にお住まいになっている方には、やはり認識をしていただければありがたいかと、こう思いますけれども、また重ねて、課長、どうでしょうかね。そういうことで、細かく周知をしていく広報活動を進めますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 今、色川議員、3カ所ということでしたが、4

カ所でやらせていただいております。

それで、景観条例、景観計画は今月末までにはできるということで、この条例のスタートを6月1日としました。この2カ月、どうするんだということもあるかと思うんですが、これは、これまで勉強会をしてきた中で、皆さんに条例ができましたら、計画ができましたら報告しますねという約束をしてきました。それを報告させていただくと、それから、補助金の手続だとか、それから景観の手続だとか、こういった話もしたいと思っております。

あと私どもこれまで勉強会をしてきて、1つ反省すべき点がありまして、ずっと夜やってきたわけですね。昼間はほとんどやってこなかった。土曜の午後だとか、来られた人もいただろうに夜だから来られない人もいただろうにという反省もしておりまして、そういった今までとちょっと時間帯も変えて、曜日も変えて、やってみたいなということで考えております。もちろん広報も使ってご説明は進めていきたいと、このように思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように1人でも多くの方が参加していただければありがたいなど。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、それでは4ページになりますけれども、景観重要建築物などの指定の中で、景観重要樹木の指定、このようにあります。松島には文化財が指定されて、名木というものもあるわけでありまして、1,000年を超すようなケヤキ、それから、ここは鎌倉時代から寺町、あの辺でもすばらしい名木が残っているわけであります。

そういう中で、今回、新しく一般住宅も含めて指定されるわけでありまして、今まで指定されている名木があるわけですね。そうすると、道路に面している非常にすばらしい木があるわけですよ。800年以上の木が。そういうものも、今回、この景観の中で、ちょっと手入れ、管理なされていない部分があるのかなど。そういう思いの中で、私はずっと毎日見ているんですけども、こういうせつかくの景観条例をつくるに当たり、このような名木をやっぱりこの機会にきれいに剪定しながらやっていただければありがたいなど。しかし、それは民地の中に入りますし、この中の後ろの表の中で9ページですね。最後の9ページ。景観重要樹木の指定と、こうありまして、3条3項、「文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない」と、このように明記されているわけであります。

そういう中において、指定されてはいるんですけども、このようになかなか管理がいつていない。そして、最重点地区で中にあると。そういうことであります。そういう管理を、やは

りこの機会にしていなければありがたいなど、こういうふうに思っておりますけれども、いかがお考えになっていきますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 今、色川議員がおっしゃったのは、景観法の28条第3項の話で、指定文化財に指定されているものについては景観法の指定をすることはできないというような項目がありまして、景観条例であっても指定はできないということになっています。

今、教育委員会のほうから答えていただきますが、文化財のほうで補助制度等もありますので、その辺でやっていただくのが正しいのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、この樹木で一番有名なものが、観瀾亭の大ケヤキかなというふうに思うんですけれども、この指定している樹木につきましても、樹木医と相談して、今回も民間業者さんに、まずとりあえず影響範囲を少なくするための設定ですね。これを産業観光課さんのほうで依頼しております。

これにつきましては、うちの学芸員も、その状況について随時報告を受けまして、今後の取り組みを町指定としてどうしていくかということは進めていきたいというふうに思っています。

それから、一般の方々の大変すばらしい樹木、これからどんどん出てくるのかなと思うんですけれども、万が一、その中で町指定その他になれば、それら樹木の剪定につきまして、最大50万円以内という数字になるかと思っておりますけれども、そういう形で樹木に対してもきちっと所有者のほうから申請が上がれば、うちのほうでも指導していきたいなというふうに思っています。

まずは町指定の樹木について、瑞巖寺の事務所の裏にもありますけれども、夫婦ケヤキとか、そういったものもありますけれども、まずは二次被害に遭わないような形の手入れを随時続けていきたいというふうには今のところ思っております。今後も、樹木医と相談はしていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、ケヤキは観瀾亭のほうは町管理ということで、常に観光客も多く歩きますし、太いものですから、大分昔から見たら本当に小さくなりまして、あれは1,000年を超すとなるわけです。私が今言っているところは、

寺町の中の軒端屋さんのことです。固有名詞をあげると大変失礼なんですけれども、あそこは多くの方が毎日歩くわけです。ビャクシンです。鎌倉時代の名木です。そして、町道にはみ出しているわけです。非常にすばらしい木なんですよね。そういう中で、もう本当にどんどんどんはみ出してきているわけで、それで、管理もなかなかできていない状況なんです。あれだけの大木になりますと、なかなか一般家庭では難しいかなと。

今、課長が50万円の枠の中で考えていますというようなことがあるわけなんですけれども、50万円では、もちろん50万円していただくのは大変ありがたいんですけれども、あその管理されている方は非常にご高齢になりまして、今は店もやっていない状況になっています。そういう中で、あれを今度管理する、定期的に管理するということになると大変な経済的負担になってくるのではないかなと、こう思うわけです。

そういう中で、やはりあれをずっと守っていかなければならない。そういう中で、不公平感なんかもあるかもしれませんが、じゃほかの人もそうするのかというふうになるかもしれませんが、やはり、あそこ、ちゃんと町のほうも考えていただきながら管理を進めていただければありがたいのかなと、こう思っておりますので、もう1回よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 交差点のところのイブキビャクシンです。及川さんのところのやつです。ね。（「及川さんのところ」の声あり）大変手入れもよく、これまで長い年月をかけてあそこまで育てられたんだなというふうに私も思っております。

町内一円、そういった名木がこれからたくさん出てくるのかなというふうに思いますので、文化財保護委員会のほうにも意見を出しまして、皆さんのご意見も踏まえながら、今後の取り組みを整理していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） もう1つなんですけれども、今度、まちづくりも景観団体認定ということになります。ね。今度の予算の景観審議会という中に入るわけでありまして、この団体ですけれども、本当にここに自主的に景観をやっていきたいという団体に町長が認めてやっていくということになるわけでありまして、この団体、2つも3つも、私もやりたいと。これは松島町町民がこういうふうに規定されているわけなんですけれども、町外の方も松島のために一肌脱ごうと、そういう中で、そういう有志が出てきて、今まで最初にできていた認定されたもの以外にまたできている。こういうふうになった場合、それも認定されるのかどうかで

すね。松島を愛する人の気持ち、それも酌んであげれば、それも考えなければならないのかなと思いますけれども、認定団体というのは、1つまたは複数でもいいのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 景観まちづくり団体については、必ず1つでなければならないというのは全然ありませんで、2つでも3つでも、幾らでも結構でございます。5人以上集まっていたいただければ団体となります。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この条例が制定されますと、その効果があらわれて目的が達成されるには相当数の年月がかかるわけですよ。そういうことを考えますと、私たちの地域を考えてみますと、調整区域というものが指定されておりますし、農業振興区域ということも指定されておまして、自分の土地でも自由にならないという規制がかかっております。

この条例では、緑の景域区域ですか、そういうものになると思いますけれども、そういう規制がさらに強くなるのかなという思いがするんですが、その件、いかがなものなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 今回の景観の区域としては、全町を景観の区域としますということで始まっておまして、ですが、景観の規制の強弱というんですか、こういったものはつけさせているつもりです。

緑の景域については、結構緩い規制になりまして、一般の方はまずは対象になり得ないエリアになっています。仮に、大きく工場をつくりたいとか、それから、土取り運営を大きくやりたいと、こういった方が対象になりまして、一般の方は対象にならないということで、今お住まいの方にご不便をかけることはまずないのではないかなというように思っています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 一般の家庭の方には支障がないということで理解してよろしいんですね。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 自分の土地の使用はいかがなものでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 規則のほうから申し上げますと、緑の景域につきましては、高さ10メートル以上の建築物、500平方メートル以上の建築物、それから工作物ですと10メートル以上の工作物だとか、築造面積500平方メートル以上の工作物、こういったものが対象になります。

それから、土取り、それから埋め立ても大規模なものが対象になります。ですから、一般の方が業を興し、こういった行為をやるというのであれば規制の対象になりますが、通常的生活の中では特に対象にはなりません。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今、工場誘致で幡谷地区のほうにという構想もあるわけでありましてけれども、そういう工場誘致にかかわって、万が一ですよ、緑の景域ということで指定した区域にということになりますと、今、課長が述べたような区域以上のものというものはできなくなってしまうということに理解してよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 以上のものができなくなるというのではございませんで、この以上の規模に該当すれば、景観条例上の事前協議をいただき、景観にマッチしたようなものにしていただきますということです。

例えば、東北電力の鉄塔がありますよね。あれも緑の景域で対象になるわけでございまして、それはご協議いただくということで、電力のほうとは話をしております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

海岸地区とか、そういう地区では説明会をやったんだと思います。ただ、我々の地区ではそういう説明会があったというのは聞いておりませんが、やったのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 幡谷ですと11月、行政懇談会のときに私がプロジェクターをもって説明をさせていただきました。そのときに規模も申し上げたはずですが。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私も参加していたんですけども、年とってきたので忘れっぽくなったのかなと思いますけれども、そういう、今私が聞いたようなもので、より以上理解しやすく説明する機会を何度も持っていただければとお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この景観条例ですけれども、景観法そのものがこれまでのいわゆる都市計画法なり開発規制のかかるような特別名勝関係の法律と、基本的にコンセプトが異なるという点をぜひご理解いただきたいなというふうに思っております。

以前の法ですと、まず規制だということで、規制の項目も細かく、かつ厳しくといたしますか、きつく、動きがないようにできているわけですけれども、この景観法、景観条例については、できるだけ住民の方々の意向をまとめて、それをルールにするというようなことをございまして、多くの住民の方々が困るとか納得できないようなものをルール化、頭から、上のほうからルール化するというつもりは全然ないと。

北部地区については、実は震災前なんですけれども、各地区を回ってこんなことを考えていますよということで、一通りは説明してきたんですけれども、その中でも私が言ったのは、これまでの法律、条令とこれは違いますからと。規制のためのものではなくて、地域の方々が自分たちでまちづくりのため、また地域づくりのためにこれがいいね、こんな景色がいいね、こんな建物がいいね、こんな木がいいねというものを出していただいて、それを行政のほうをサポートするというか、位置づけるというふうなやり方をとっていきますというふうな説明をしていました。

今、この段階ででき上がってきたものも、基本的にはそういった考え方で、住民の方のご希望を形にするというのがこの趣旨でございまして、法も条例もそのようになっているということをご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 理解はしました。けれども、説明会を開いたときになかなか発言する人って少ないですよ、正直言って。決まった人が何点か質問して終わりということが多いですね。

計画をつくるときにアンケートをつくって、アンケートをとっていろいろ意見を聞いてということになりますけれども、どうもその後いろいろな発言する人たちがいますので、できるだけ広い方々が理解できるような策を講じていただきたいということでございます。

終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回の景観条例等は本当に素晴らしいものだと私は思っております。

ただ、この中で、景観条例の中での眺望という問題等についての関連性はどうなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 眺望については、景観計画のほうにうたっておりましたが、都市計画審議会の中でもお話としては出てきたんですが、定期的に定点を決めて、眺望となるポイント、定点を決めて、何年後にはこうなりましたということで観測していくべきではないかというご意見をいただきましたので、そういった長いスパンでの広い視野に立った眺望というのも観測していき、景観計画の最後のほうに載っているんですが、5年をめぐりに見直しを考えるとというのがありますので、5年前はあの計画でよかったけれども、眺望を見たときに、いや、ちょっとまずいねということがあれば、新たに何かを考えるとということも残っているかなというように考えています。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 確かに、海から見た景観は、松島の規制は厳しいわけではありますが、何せ眺望となると、やはり景観となれば眺望も1つの私は枠内だろうと、そのように思っているわけですので、ぜひこの眺望には樹木もあるだろうし、建築物の後ろから見た、陰から見た、そのような状況等も踏まえていると、本当に眺望というのも大切だと私は思っております。

松島には、西行戻しの松等から、あの付近から見た松島というのはすばらしいわけではありますが、その中でも、見た段階では、やはり建物の裏側から見るというのは、松島として見れば、もう少しこの辺手をかけてもいいのかなというような建物が見られるのではないのかなと私は思っております。

松島に来て本当にすばらしい西行戻しの松のところに来て、その裏側を見るということで、若干の景観というのも損ねているだろうと、そのように思いますので、この辺については十分にこれから協議の上、進めていただきたいと、そのように思います。

それから、2点目ですけれども、過去に45号線、それから赤沼線等については、不法に看板等を設置した場合に、不法看板だというように過去にはステッカーを貼られた経緯もあるわけではありますが、今、その看板の設置方法等についてはどのように景観との関連があるのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 景観計画のほうで看板については積極的にはう

たっておりません。これは、県の広告物条例、こちらにのっって考えていただくということになっていきますので、特にはうたっておりませんが、景観上、配慮が必要な看板については県との協議をしながら進めていくということで、景観計画上なっております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） ぜひ、45号線沿い、県道等についても、この景観にふさわしい看板の設置等をぜひとも積極的に進めていただきたいことを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 本条例はですが、新たに建設する場合の届け出に関しまして規則を定めているかなと理解しております。

私がお聞きしたいのは、既存の建造物やあるいは工作物でございますが、その中でも、現在、事業展開していないようなところに対しての問題は、これはどのように考えられているのか。これは景観計画か何かで計画されるのか。その辺をお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 建築物の新築、工作物の新設のみではなくて、増築・改築もしくは移転、外観を変更となる修繕、模様替え、色彩の変更、これらが全て対象になります。

営業を展開していないというのは空ということですか。それについては、オーナーの方が再度業を興すだとかというときに改築なり何なりするときに、この対象になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） 現在、空き家となっているところですね。営業していないというか、何年もしていないところはどうなるんですか。

○議長（櫻井公一君） 再度答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 営業していないところにつきまして、じゃ早く営業してくださいねとなかなか言いにくいんですけども、先ほど申し上げましたように、何かの形で営業を再開する。再開しないにしても、意匠がえをしたいというときに、この景観の対象になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第1号松島町景観条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第3号職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、33条、「旅行料金を支払った場合、旅行雑費として当該料金などの実費などを支給することができる」と。それで、その1項、2項とありますけれども、こういうものは私たちは政務調査費があります。JRの場合は実費というようなこともありますけれども、普通はみんなあと全部領収書添付というようなことになるわけです、私たちは。そういう中で、この中にうたわれている領収

書とか、当然もらう、もらう、もらうというようなことだと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 当然、最初は、最終的に領収書、そういうものの全部精算、同じように精算をするという形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当然ですね。そういうことでわかりました。

それから、これは損害保険とか保険ね。町長がアメリカに行ったりいろいろ行きますね。この間、副町長もベトナムに行ったと。ベトナムでなくカンボジア。失礼しました。私たちも個人的に旅行するときは、任意で保険に入ったりしますよね。そういう中で、この場合、公務で行った場合、当然、損害保険とか障害保険と、海外旅行する場合に入るのかなと思うんですけども、どのぐらいの金額で入っているんですかね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 旅行雑費のところの口の第33条第2項関係、これは支度料の中に以前含まれていた分の雑費で、どこまで含まれているかということになりますと、かかる費用を全額見るという形になります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私もカンボジアに行きましたけれども、この条例の前には私は支度料とかはいただいておりません。あと、実際に保険もいただいていないと。

ここでも、実際に飛行機に乗って議員さん方も視察研修のときに保険入りますけれども、これで出すかという、実際は、この分は町長が最低限必要と認めた場合ということなので、私がカンボジアに行ったときに飛行機で行きましたけれども、その保険は自分で出したと。最低限必要な場合ということなので、何から何まで出すということではなくて、実際は1万幾らだったと思うんですけども、その金額によりますけれどもね。最低限必要な場合は認めるということになります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最低限必要なら認めると。これは公務なんですよね。いろいろな考え方があると思うんですけども、公務で行く場合は、やはり、こういうものも大事な体なんですよ、町にとっては。そういうことも含めながら、私はそういう保険も入るべきだと、こう思います。

そして、これはいろいろ皆さん異論があるかもしれません。私の考えはそうです。それから、この死亡の手当とありますね。46万円。今まで49万円が、今度46万円と。これの基準ですね。算定基準というのはどこになったんですか、46万円というのは。何で46万円という。これは昔からずっと踏襲しているから、国全体がそうなんだからと。なんだけれども、46万円の根拠は、これは何なんですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 正直言います、46万円の根拠、積み上げの計算をしたのか、それとも国のあれかということではありますが、私が知る限りでは、今までの条例の流れとしてはいじっていません。今まで46万円。これは一般職の方と町長と区分けをしていましたが、今回、一般職員のほうに合わせるという形になっています。

それで、隣接市町村の状況を見ますと、合わせる場所は46万円とかいうふうに合わせていますが、各市の大きなところになりますと、給料表の何号級、給料の高い人、低い人、そういうふうに分かれている市もあります。ということで、根拠的には、ちょっと隣接市町村のを見ると大体46万円というのが一律同じような額で来たのかなというふうには、積み上げの根拠的なところまではちょっと私は試算しておりません。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 給料算定の中の1つは、町のレベルではこのぐらいが多いよというようなことであつたと思うんですけどもね。これも考え方なんですけれどもね。この仕事やると46万円がいいのかというようなこともいろいろご意見あると思います。やはり、本当に大切な町を代表する人のこういうもので46万円。

私たち議員、今はないんですけども、亡くなったとき100万円というような保険があつたわけですが、今はなっていませんけれども、せめてそのぐらいは最低でも、不慮の事故とか何かあつた場合に、そういう考え方もあつてもいいのではないかなと。46万円ということになると、少しどうかというふうなことで、これは私の見解ですから、そういうことでわかりました。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかにご意見ございますか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 同じく33条2項のところに、海外旅行に使用となる物品の賃借料というふうになっていますが、これはどういうものが想定されるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 想定です。賃借料、例えば、外国に旅行する場合にスーツケース、今余り例はないかと思えます。皆さんお持ちかと思えますが、ただ、スーツケースを借りていくと、どこからリースして借りていくと。あと、持っていくもの、そういうものの賃借料です。今余りそういう例はないかと思えますが、そういうことを想定しております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それでしたら、国内も多分、スーツケースを使う方もいるのかなと思うので、どうなのかなと思っております。

こういうふうなものがある程度どういうふうなものかということがちゃんとわかるようになっていけば、今後いいのかなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国内旅行であれば、スーツケースでなくても普通の旅行かばんでもいいですよ。ただ、海外旅行でも、自分が持っている場合は支給しないと。長期間、これで想定しているのは1カ月とか長期間もある場合がありますよね。1週間以上とか。長期の場合、スーツケース、通常の私たちが使うよりも大きいスーツケースをレンタルで借りた場合は、やはりそれは、あえてこの公務のために借りたということになれば、当然それは支給すべきではないかなということで、こういう文面になっております。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第3号職員等の旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第4号松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） この法律の条例の一部改正ということで、地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るための関係法律の整備ということで、平成25年6月14日に国のほうで公布されたようでございまして、その中で、この社会教育委員の委嘱に当たっての条例の中で改正があったわけですけれども、その中で、自治体によっては自主性を高めるために公募制をとっている自治体もあるようでございまして、松島の場合は、この設置の2条2項にあるとおり、教育委員会のほうが委嘱するというこのようでございます。

その中で、この委嘱に当たっての家庭教育の向上に資する活動を行うものということになっておりますが、これの対象者はどのような方を想定しているのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 家庭教育ということで、今現在、社会教育委員さんのほうにお願いしている方々につきましては、町の子供会育成会連合会とか、それから、家庭児童学級の指導員の方々とか、そういった方々にお願いをしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） なおさらですけれども、地域の自主性を高めるということで、これからもいろいろ社会教育に関してはいろいろ活動的なものがだんだん近年でなかなか地域との結びつきも少なくなってきたなと思っております、そういったことから重要なのかなと思っております。そういった方面から、ぜひある程度の地域の方々やそういった団体とのいろんな結びつきを持ちながらぜひ社会教育の推進に当たっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 先ほど、議員のほうから公募制とかというご意見もいただいておりますので、そういったことにつきましても、今回、今月、社会教育委員の会議を予定しておりますので、そういった中でもちょっと意見を出して、皆様のご意見を集約していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。（「なし」の声あり）質疑なし

と認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第4号松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 松島町下水道条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第5号松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 18条の2、この使用の態様の変更ですけれども、この条文を見ますと、水道水以外の水の排除ということになりますと、温水、温泉水、松島はね。あと井戸水、そういうものが考えられますけれども、そのほかあれば教えていただきたいんですけれども、その中で、この「水道水以外の水を排除するための設備に態様の変更があるとき」と、こういう文面がありますが、この排除する設備、そういう態様の変更があるとき、こういうのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 水道水以外の水ということで、松島でいいますと温泉が、ホテル、旅館さんの温泉がございます。これが下水道に排出しておりますので、それがあるということと、あと井戸水を下水道に接続している方もございますので、これを規定したということでございます。（「設備」の声あり）

あと設備の変更は、例えば、今まで温泉を使わなかったホテルさんが新たに温泉を引くようになりましたと、逆のケースもあるんですが、今まで温泉を引いていて今度やめたよとかという場合は設備の変更が出てきますので、それを規定しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その辺わかりました。

そういうことで、こうやって井戸水を汲み上げて下水道とか何かに使っている方もいらっしゃるかなと思いますけれども、いらっしゃれば何軒ぐらいいらっしゃるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 井戸水を汲み上げて個人で使っている方は1軒の方がございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ホテルや旅館というのは水道水以外にそういうもので使っているということはないと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） ホテル、旅館につきましては、先ほども言いましたが、温泉を下水に流していると。温泉でなくて井戸を上げて下水に流しているホテル、旅館さんはございません。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 1つは、今回のこの下水道条例の一部改正、それから、次の議案の水道事業の関連も同じように消費税の増税ということにかかわってその税率を引き上げるという内容になるわけでありましてけれども、まず最初に、5%から8%に消費税率を上げるということで、実際にその下水道、それからついでですので、水道も含めて、消費税率の負担増による負担増、これはどの程度になるのか。それぞれ教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、最初に下水道のほうから申し上げます。

下水道使用料に係る消費税の影響額ということでございますので、5%のときの場合の消費税といたしましては971万8,000円程度でございます。それが8%に上がることによりまして1,554万8,000円、都合583万円程度負担増になるというふうに考えてございます。

それから、先ほども出ましたが、水道のほうなんです、水道のほうにつきましては、現在5%ですと2,865万8,000円の消費税ということになりまして、これが8%に上がりますと4,457万8,000円ということになりますので、1,592万円程度の増額ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、もう一方で、この消費税の引き上げによりまして、町のほうといたしましては、地方消費税の交付金が1%から1.7%に上がっていくと、こういうことになるかと思っております。新年度予算では対前年比で4,172万円の増額ということになっております。

そのうち、新年度予算の資料としていただきました「2014予算ナビ」を見ますと、3ページに、消費税引き上げに伴う地方消費税収の社会保障施策への充当状況ということで、全体で社会福祉あるいは児童福祉全体で3,197万9,000円ほど充当をするんだよということが書いてあるわけであります。

本当に消費税の引き上げによって、今お話ししたような社会福祉あるいは児童福祉、これが充実をされるのかどうかということが、今回の消費税の引き上げにかかわって大きい問題だと思います。そういう点で、今お話ししたような金額に町としては収入として前年比4,172万円ふえると。そして、そのうち3,197万何がしが社会保障関連に充当されるということなんです。そのことで、前年比でどれだけ町の社会福祉なり児童福祉がよくなるのかというところがわかればよろしいかなというふうに思いますので、その点についてお答えをいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 消費税率に伴う社会福祉費、そして児童福祉費の収入というか、それにつきましては、国の政策といたしまして、町民に対して非課税世帯に対して1万円の給付措置がありますよ。さらに、非課税世帯であって、非課税世帯の年金者であればさらに5,000円を加算しますよということになる措置だと思うんですね。社会福祉と児童福祉。児童福祉については児童手当、もらっている方が1万円を支給するというふうな内容でその措置がされているというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） それは、消費税を引き上げるために非課税世帯に対して1万円、それから、年金の受給者のところで低い人にはプラス5,000円と、こういう手当ををすると。しかも、これはずっと続くのではなくて、とりあえず1年だけと、こういう内容なわけですけども、私がお聞きしたのは、例えば、今充当された地方消費税分ですね。3,197万9,000円というものが充当されるよというふうに予算ナビの3ページに書いてあるんですが、そのことによって、実際の福祉事業が本当に充実していくのかということが問われているのではないかと思います。

消費税の引き上げの大きい、何というんですか、理屈は社会保障をよくしていくんだよと、こういうことで引き上げているわけですから、本町において、こういう地方消費税収の収入増によってどれだけ実際のところ我が町の福祉行政がよくなっていくのかということだと思うので、そういうものがあればそのところを教えてくださいというお話なんです。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、消費税引き上げ分、これに関しましては、基本的に目的税と。

1%から1.72%に上がった0.7%の分に関しましては、税と社会保障の一体改革ということで、その0.7%に関しては社会保障費、それも社会福祉、社会保険、保健衛生と、これのほうに充てなさいよということで、増税分に関しましては国は国、市町村は市町村ということで、その分に関してはほかのものに充てられないという制度です。

ですから、それは具体的に個別にどの事業がどうだのこうだのというのは、国のほうでどういうふうに交付税化してよこすか、そういうものによって変わるとは思います。ただ、町のほうに関しましては、今野議員がおっしゃったとおり、予算ナビの3ページに記載しております。大変申しわけなかったんですけども、この記載に関しましては、本来ならば予算書の中に入れるべきかなと思ったんですけども、国のほうから通知が来たのが1月末でありました、入れなさいよということで。その場合、電算のシステムの変更とかをしなければだめだということで、もうできないということで、申しわけなかったんですけども、こちらのほうに掲載させていただきました。

それで、我が町としては、消費税、この分上がったよということで、その分に関してどうこうではなくて、今年度に関しましては、今までの経費の中で、その中でやっているものとか、そういうものに充当してもいいだろうということで、それは国の考え方に反しないよという回答もありましたので、それで今までやっているものに充てていると。ただ、いずれにしても消費税が今回は3,000幾らですけども、今後、もっと数字的に上がってくるだろうと思っています。その中で、今後において検討しなければならないという課題の1つではあるのかなと、そのように思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） お話ししていることがわからないわけではないんですが、私が言いたいのは、さっきから言っているように、消費税を引き上げる最大の理屈ですね。これが社会保障制度の充実なんだよと、こういうふうに言っているわけです。それで、今お話があったように0.7%分についてはそういう町の福祉等々の事業にお使いくださいということで来るわけでしょう。

実際に私、計算、これは前年のナビと比較してみました。そうしましたら、障がい者自立支援給付事業、ここでことしは1,381万3,000円ふえていました。それから、障害者の福祉タクシー券、燃料費助成事業、それから、プラス高齢者福祉タクシー券助成事業と。これは前年

度572万9,000円ですかね。ことしが572万9,000円、前年度が548万3,000円ということで、プラス24万6,000円です。

それから、子ども医療費、子ども医療対策費、前年度対比で112万8,000円の減額と。それから、児童手当の支給事業、ここで350万円の減額ということで、前年比増分で943万1,000円なんです。

本来であれば、社会保障の充実ということで来ているものを丸々使えば、これにプラス3,197万9,000円と、こうなれば私も納得するんですが、ふえた金額が943万円ぐらいしかない。こうなると、結局、地方消費税で来ても、今まで一般会計から充当していた分を減らして地方消費税で来た分で埋めたというだけの話にしかなくなっているということなんです。そうすると、消費税を上げて社会保障が充実するのかと思っていたら、さっぱり充実はしないと、こういうことになっているのではないかと思うんですが、その辺、どのように考えられますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 消費税そのものの中で地方に来る分ということで、それも社会福祉の充実のためということで、その上がった分を丸々単独でやるとか、ふやすとか、今までの分を増すとか、拡充するとかということで松島町では予算編成は実際はしておりません。

国のほうでは国の財政計画があって、あと地財計画、地方の財政計画の中で福祉に充てなさいよということにはなっていますけれども、実際、松島町では、先ほど申し上げたとおり、今野議員が言われたとおり、町で単独でしていた分、あとは町で負担しなければならない分、今までの福祉の分に実際は充てているということで、言われるとおり、国の施策で言っている地方の消費税上がった分を、改めて別個に充実させているということでは、実際は予算編成は組んでおりません。当初から編成方針の中でもそういう考えでは編成はしていないのが事実であります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 事実だということですから、言ってみれば、国のほうが消費税の引き上げの大きな考え方として社会保障の充実と言っていたこと自体がいかにかにでたらめなのかということが、私はこの事実からも明らかになっているのではないかなというふうに思うんですね。

結局、国のほうも消費税の引き上げで社会保障充実とは言っていますが、我が町が同じなのか、国のほうが同じなのか分かりませんが、結局、国のほうも消費税で上がった分を

この地方消費税と同じように社会保障費に充てる形にはしているかもしれませんが、一方で余った一般会計の予算は別のところに使うと、こんなことになってなかなか社会保障の充実につながっていかないというのが、今回の消費税のあり方だというふうに私は思うんです。そういう点で、非常に納得のいかないやり方だなと。しかも、国のほうは社会保障と財政改革でしたか、これの一体改革だなんていうことを言っていますけれども、今回の予算を見たって、結局、借金がまたふえたと言っているんですね。財政が健全化に向かっているというところは1つもないという、こういう状況ですから、このやり方というのは大変なものだというふうに思います。

そういう点で、私は少なくとも我が町においてはそういう方針で予算編成をしなかったということではありますけれども、本来趣旨からすれば、我が町におけるそういう福祉施策の充実につなげていくべき性格のものだったのではないかというふうには思うんですが、その辺についてどう考えますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、国のほうでも消費税を上げるというのは社会福祉の充実、要するに、社会保障費が足りないと、だんだん上がっていくと、そういう関係だと思います。

ただ、これがこうだというのは国の考えなので、私たちは言えませんが、じゃ松島町では今まで社会保障に対して町が特定財源として来ている分、国費・県費以外の分は町では一般財源でやっていたよと。あと、町単独でやっていたよというものがありますから、それに対して充てたということであるので、別に改めてするというのではなくて、今まで松島町でやっていた分もあるので、それに今回財源が来たので充てたということになるかと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 平行線で行くのかもしれないですけども、要は一般財源で見ていた分、この分も含めて今回の中で予算措置をすれば、福祉の予算というのはもっと大きくなって、町民のための福祉行政をもっと充実させることが可能だったわけでしょう。

例えば、先ほどお話ししたように、障がい者あるいは高齢者の福祉タクシーというのがありますね。これは総額でことしは572万9,000円だと、こういうふうに言っていますけれども、これだって、例えば、障がい者であれば2級以上の手帳を持っている方あるいは療育手帳のa、これを所持している方に限定しているわけでしょう。今お話ししたように、本気で充実をさせるということになれば、障がい者手帳の3級まで、じゃ予算が多く来たんだからふや

そうじゃないかという、こういう考え方が必要だったのではないか。

タクシーの高齢者の事業だってそうでしょう。これだって高齢者のひとり暮らし世帯あるいは2人だけの世帯、ここに対して出すと。たしかそういう制度だったと思いますけれども、家族と一緒にいても昼間は高齢者しかいない世帯だってあるわけですよ。そういうところに、じゃ今度は広げていこうとか、こういうことも考えられます。

それから、子ども医療費だってそうですよ。中学校まで入院については無料にしたと。だけれども、通院についてはまだなっていないよと。だったら、そののところでもっと予算をつけて充実をさせていこうという、そういう考え方が町として当然働いてしかなるべきだったのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今までも無理しても、無理してもという言葉はいいかどうかわかりませんが、福祉タクシーでも障がい者に対しても町でやっていたと。それは財源がなくてもやっていたということなので、それが今回、無理してほかの分を削ると。要するに、収入は決まっていますから、プラスマイナスでやらなければならないと。じゃ消費税が改めて増税になったよと。じゃそのふえた分を、今まで無理していた分以外にふやすというやり方もありますけれども、今まで無理していた分に対して充てるという考え方もいいのではなからうかということで、今回はそういう形になっています。

ただ、今後ふえて、いろいろ試行錯誤して全体を考えてやっていけば、改めて事務事業の言直しをかけて、障がい者の1級から2級に落とすとか、あと医療費でも何歳以上とか、通院とか入院とか、いろいろ考えるという手立てもありますけれども、今回はそういう形で予算編成を組んだということです。

○議長（櫻井公一君） 質疑が並行しているようでございますのでよろしく申し上げます。

それでは、ほかにありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。8番今野 章議員。

それでは、原案に反対の発言を許します。

○8番（今野 章君） それでは、議案第5号下水道条例の一部改正について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

提案をされている議案は、消費税の引き上げ分を下水道料金に転嫁をする条例案であります。

3年前の東日本大震災からもう間もなく3年目を迎えようとしております。みなし仮設住宅に入居をされている方々を初め、被災者の生活は今でも大変厳しい状況にあります。

昨年9月ごろだったでしょうか。電気料金が上がりました。また、食料品などの物価も上がり続けておりますし、ガソリン代や灯油代も高くなったままであります。いろいろと節約をしても大変だというお声があちこちから聞こえてくる、そういう状況ではないかと思えます。

年金の引き下げや生活保護基準の引き下げ、さらには観光客も震災前に回復をしていないなど、地域経済もまた全体として売上が伸びず、中小商工業者の皆さんの経営も大変な状況だと考えます。

こうしたもとの、さらに町民に負担増を強いることになれば、暮らし・生活は一層厳しくなると、地域経済もますます冷え込み、さらに疲弊をしていくということは目に見えているというふうに言わなければならないと思えます。

消費税増税を町民に転嫁するこの値上げ案を認めることはできないと考えるものであります。

また、今回の5%から8%への増税で、地方消費税率が1%から1.7%に上がることになっております。本町の地方消費税交付金は、これによって当初予算前年比で4,172万円の税収がふえる見込みになっております。

一方、消費税増税による町民への転化、値上げにより、下水道使用料で583万円程度、水道料金で1,592万円程度の収入がふえると。これは町民の負担増になるということに見込まれるわけでありまして。

消費税値上げに伴う地方消費税収から社会保障への充実分として、新年度予算では3,197万9,000円が充当される予定になってはいますが、そのことによって、実際の事業の内容が充実していく内容ではないことは、今の質疑の中でも明らかになったのではないかと思います。

町は、地方消費税率の引き上げによって税収がふえるのに、社会福祉施策や児童福祉施策充実がされることもなく、町民には3%の増税分をそのまま転嫁をするということになります。

消費税はもともと担税能力のない人からも無理やりはぎとっていく仕組みの最大の不公平税制、逆進性の強い税制であり、国の政策だからということで、その言い分に従ってばかりいたのでは、町民の暮らしを守ることはできないと考えるものであります。

消費税の増税、公共料金等への転嫁には、私はそもそも反対であります。町として少なくとも町民の暮らしの状況や、経済動向を見極めて決めていくということが必要なのではないかと考えるものであります。

そうした努力も行われず、4月から町民にそのまま転嫁をするこの議案を認めるわけにはいかないということを申し上げて、反対の討論といたします。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） それでは、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

この5号につきましては、標題のとおり、社会保障の安全財源の安定の財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等においてあるいは消費税及び地方消費税の率が、平成26年4月1日より8%に引き上げられることに伴うことと、あるいは下水道使用料に係る規定について所要の改正を行い、またあわせて下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定改正と字句等の改正を行うものであり、より一層の社会保障の充実を期待し、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第5号松島町下水道条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を11時30分といたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第7 議案第6号 松島町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第6号松島町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、議案第6号松島町水道事業給水条例の一部改正について、討論ということになりますが、先ほどの議案第5号松島町下水道条例の一部改正についての質疑を含めて行いました討論、この内容とほぼ同じ内容になるかというふうに思います。同様

の趣旨で反対であるということを申し上げて討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 私のほうも、第5号に倣い、趣旨は同じでありますので、よりよい社会保障の充実を期待し、この条例について是といたしますので、賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第6号松島町水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第7号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第 9 議案第8号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

日程第10 議案第9号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第7号から日程第10、議案第9号までは、塩釜地区環境組合の脱会に係る規約の変更の議案であり、関連がありますので、提案段階で一括議題としております。

質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、各議案について討論採決に入ります。

議案第7号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について、討論に入ります。原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第7号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第8号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第8号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員

公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

- 日程第11 議案第10号 指定管理者の指定について
【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】
- 日程第12 議案第11号 指定管理者の指定について
【高城公会堂】
- 日程第13 議案第12号 指定管理者の指定について
【本郷ふれあいセンター、帰命院地区支館、反町支館】
- 日程第14 議案第13号 指定管理者の指定について
【白萩会館、華園集会場】
- 日程第15 議案第14号 指定管理者の指定について
【名籠支館、古浦集会場、三浦支館、左坂支館】
- 日程第16 議案第15号 指定管理者の指定について
【北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター】
- 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について
【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
- 日程第18 議案第17号 指定管理者の指定について
【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館】
- 日程第19 議案第18号 指定管理者の指定について
【上竹谷生活センター】
- 日程第20 議案第19号 指定管理者の指定について
【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】
- 日程第21 議案第20号 指定管理者の指定について
【根廻分館、後根廻支館】
- 日程第22 議案第21号 指定管理者の指定について
【初原コミュニティセンター、上初原支館】
- 日程第23 議案第22号 指定管理者の指定について
【桜渡戸分館】

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第10号から日程第23、議案第22号までは、集会施設の指

定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので、提案段階で一括議題としております。

質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 指定管理者の指定ということで、今回、町内のたしか30人でしたでしょうか、数にして。集会所の管理の指定を各行政区に対して行う議案ということになるわけがありますけれども、これは3年ごとに指定管理者の指定をやっているわけではありますが、3年前にもいろいろと議論をさせていただきました。3年前、議案を提案されたときは、賛成しようか、反対しようか、どうしようかなど、非常に悩みながら反対をしたんだったと思いますけれども、そのときも議論しましたように、いわゆる各行政区、指定される側と町とでの管理についての費用負担の関係ですね。これがやはりおかしいのではないかということで反対をさせていただいていたというふうに思っております。

その後も、いろいろ決算審査等々通じながら、私も何度もお話をさせていただく中で、光熱水費等の基本料金を町側で見えていくというふうなたしか変わってきたのかなというふうに思っているんですが、3年前と比較をして、今回、この指定管理をするに当たって、各行政区との協定の内容、大きく変わったところ、そういうところがあるのかなのか。そのところを、3年前と比較してどう変わったのかというところを教えていただきたいということで。

それから、もう1つは集会施設の修繕の関係なんですけど、これも今年度たしか大きな、2,000万円ぐらいの大きな予算をとって、集会所の修繕ということが進められておりますので、今後、そんなにそんなに大きい工事は出てこないのかなと、こういうふうには思うんですが、この軽微な修繕あるいは若干規模の大きい修繕ということでの区別ですね。町としてはたしか2万円だか3万円の基準ですね。こういうものを設けながら、これまではその負担関係を整理してきたというふうに認識しているんですが、その辺の認識を、それぞれ各行政区において、きちんと町と行政区との関係でも一致をさせていくということが大事だと思うんですが、その辺について、どういうふうになら現在なっているのかということをお聞きしておきたいというふうに思ったわけです。

それからもう1つ。この間、この集会所との関係で、指定管理者として指定をするわけです

が、集会施設にあるべき物品ですね。こういったもの、きちんと町として整備をしたらいいのではないかということも申し上げてきました。それぞれの集会所で、あっちにはカラオケもある。だけれども、こっちにはさっぱりないとか、こういう関係がいろいろあって、町の集会施設ということになっている中で、それぞれやはりそれなりに均等にそういう物品等々、備品等々の整理をするということも大事ではないかということも申し上げてきたんですが、その辺、今後どういう対応をされていくのかお伺いしておきたいということでもあります。

○議長（櫻井公一君） それでは、大きく3点出ておりますので、答弁を求めます。熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、今大きく3点ということで、まず、3年前の今回のあれと大きく変わったところは何なんだということでもあります。一番は、さっきちょっと触れておりましたけれども、3年前、町の負担ですね。町の負担はゼロで、この場で議案として出していただきました。その後、次の年度から、平成24年度から電気料、水道料、あと下水道、浄化槽もありますが、こういうものについて基本料金的なものを町のほうで負担しますよということもさせていただきました。一番の大きなところは町負担があったということでもあります。

ちなみに、じゃどのぐらい町負担が出たのかと、なるのかという話をちょっとさせていただきますと思います。

まず、大きな区分としては、町負担、区あるいは地区といえいいんですかね。それから利用料というのが上がってきておりますので、全体で見ますと、大体312万3,000円ほどになります、入ってくるお金として。それで見ますと、町が110万4,000円で34.4%。それから、区等、これが154万円相当で約47.9%。それから、利用者が負担する大体56万9,000円、17.7%ということで見ますと、大体34%が町負担。これは利用者がふえればまた変わっていくのかなというふうに思いますが、そういうようなところは一番大きなところであるといえると思います。

その次に修繕。協定であります。けれども、これは議員お話しになったように2万円。これは年度協定なんかで具体的に入ってくるわけですけども、内容的には今までどおりと変わっておりませんが、前までは、今回、平成25年度で9月に入って2,000万円ほど修繕、修繕というのか災害復旧という文言にさせていただきましたけれども、ということで手当てをさせていただいたと。その段階で各地区2万円以下、2万円以上等々いろいろお話をさせていただきました。それで、地区として満足しているかということもありますが、一応これで2,000

万円で進めさせていただいておりますが、平成26年度の予算、これからの審議になりますけれども、そこで工事費等々とも計上させていただいております。

そういう意味で、修繕については、地区といろいろな細かいところまで入った形で話をさせていただき対応させていただいております。

それから、備品の話、物品の話ですね。これは今回わかった、前にもちょっとお話をいただきました。じゃどこまで進んでいるのかというお話でありますけれども、まずその各集会施設ごとの備品の集計はまだ現在進んでいない状況にあります。ただ、各集会所に、例えば発電機とかテレビとか、そういうところについては災害の復旧とか復興の絡みで整備はさせたところではありますが、今言われたように、物品の整理と、それから、バランスよくということにつきましては、ある程度発電機等は準備していますが、カラオケというような先ほどのお話がありましたけれども、そこまではちょっとできませんけれども、それはそろえていきたいと思っておりますが、見る限りではそれ相当にそろってきているのかなというふうには受けとめております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

町がゼロだったものから34%余り負担するようになったということで、一定の改善、前進が見られたんだろうなというふうに思っております。

ただ、修繕関係の2万円ですね。この辺がいま一つわかりにくいのかなという気がするんですね。この金額だけで2万円というふうに決めてしまうと、いろいろあるのかなというふうには思うので、もう少しその辺については、各行政区の皆さん方とお話し合いもさせていただいて、きめ細やかに決めていったほうがいいのではないかなと。何かあっちの区ではここまで面倒見てもらったのに、こっちは区ではだめだったんだみたいな話にならないように、その辺は細やかに設定をしていただいてやってもらうということが大事なのではないかということをお願いしておきたいと思っております。

それから、備品・物品関係ですが、カラオケまでどこの集会所までというふうな、これは私もどうなのかなとは思っているんですが、ぜひ集会所として最低限必要な備品、物品がそろえられるように、今後とも努力をしていただきたいということをお願いして質問を終わりにしたいと思います。

終わります。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） この指定管理ということで、ちょっと外れるかもしれませんが、明神消防コミュニティセンターについて、町のほうでどう考えているのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

なおさら、今町のほうで管理者を指定して運営しているような状況でありますし、今後、そういう意向がないのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 結論から申し上げますと、消防施設ということもありまして、今までどおり町のほうでという考え方でおります。

この指定管理、最初、考える、前段ではいろいろ論議があったようでありましてけれども、今の段階では消防施設ということで、管理人をお願いしている形にしておりますので、今後、そのようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 今回の指定管理者で、建物そのものは町の土地に建てているもの、それと区の建物、土地もあるんでしょうし、あと民地を借地をして建てているものもあると思うんです。

今回、説明願いたいのは、民地の建物、この31だかある施設の民地に建てるものというのは何施設あるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 先ほど、今回の指定管理の施設が32と先ほど議員言っていましたけれども、31であります。

それで、民地、所有権が役場以外、町以外ということで、今把握しているところで、ちょうど10カ所が、土地が私有地あるいは共同、共有地というところになっております。

○議長（櫻井公一君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） その件で、我々議会報告会に行きましたら、土地が民地なので、土地そのものも側溝が壊れたので直してくれませんかという行政区もありました。その土地に対しての補修といいますか、その辺の捉え方、今現在、どのような形で考えているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 土地の補修、何かで崩れたりしたときの民地というんですか、共有地の考え方ですけれども、今現段階では私有地、ここのその集会

所をつくるまでの過程とか、いろいろあるかと思います。そういうことを踏まえまして、民地に対する手当ては今の段階では考えておりません。

災害復旧とか何かとなったときにはまた別の考え方が出るかと思いますが、通常の状態での手当てという考え方では考えておりませんが、場所によっては、工事って、復旧工事とか、平成26年度も少し計上させていただきますけれども、そういう中でちょっとできる範囲、小さな範囲の対応の土地の手当てということは対応できるのかなというふうに考えております。大きくはちょっと無理かなと。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） 大きくは考えていないという、この辺も民地に借地をして建てている。

それと、もう1つは、その土地使用代金を払っている地域もあると思うんです。前にもちょっと、何年前ですか、言った覚えはあるんですけども、土地代金、多分年間1万円とか2万円の土地代金を、借地料を地主さんに払って支払うものもあるので、その借地の考え方は今どのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 借地料といいますかね、そういうことだと思うんですけども、先ほどちらっと触れましたけれども、この集会施設については、いろいろな昔からの経緯があります。

そういうこともあって、今回も借地料については、現段階ではその管理をお願いしているところで借地料の手当てをしていただいているということでもあります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） ですから、その辺、やはり地域人にとっては負担増が出てきているのかなと思っております。やはり、今、電気料とか水道料とか、この辺かかっていますけれども、借地料にしても大きな負担増になっているのかなと思っておりますので、今後そういうものに対して補助していく見通しはあるのでしょうか。それともないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 総務課長が話しているように、今までの経過があると思うんですよね。そこに集会施設とかコミュニティ施設を建てたときに、地元から要望と。墓地関係もありますけれども、集会施設とかですね。それで、あえて、昔からその区で土地代を民地の方に払っているということがあると思うので、今ここで一概にそれを検討するとか、それを町で負

担するとかというのはちょっと言えないのかなと。

その土地土地で、施設によっていろいろ何十年前、もう50年前からいろいろあると思うんですよ。建ててほしいということで、土地は地区で提供するからということで建てた集会施設もあるので、それを今の段階で、いや町で買い取りますよと、土地代は町で払いますよというのはいちよっとい概に言えないので、経過等を調査したいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 集会施設の管理の関係で、ちょっと気になっていたんですが、各施設の明かりですね。照明、現在の蛍光管なり電球が製造中止になって、全てLED関係の球になっていくというお話を聞いておりますが、各施設、現在の蛍光管、ついているうちはいいと思うんですが、それに対してLED云々の話で、各施設の照明器具の交換とか、そういったものの負担が地域に大きな負担として出てくる可能性があるのかなと思って私は危惧しているんですが、現在の蛍光器具、そのままLEDの球になっても使えるのかですね。その辺も含めて、各地域の管理費の中で負担増を伴わないような各施設の管理との関係でお話し合いを今後どのように進めるつもりでおられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 各集会施設、30数カ所あるわけですが、これはその蛍光灯、これの話ですね。これはどの施設も同じことが言えるのではないかなと。建てた年も結構古いものについては同じ年代につくっているということは、多分、そういうような寿命的なもの、それから、先ほど生産的な話もありました。その辺も具体的にどういう建物にどういう施設が入っているか、具体的なところはまだ調査しておりませんが、その辺の取り扱い、今後の電球の動向とか各施設の状況とか、それと各施設の管理をお願いしている人、その辺をお話し合いとか調査とか、そういうことをさせていただいて、多分、もし変えるというふうになれば相当な数になりますので、その辺のどういうふうに進めるかというところもあると思いますので、そういうことで地区といろいろと相談をして、今後の取り組みの1つとしてさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 1点、昭和56年を基準として、以前の建物、以降の建物で耐震診断関係、それから、耐震設備等を踏まえて、建物に対してそれ相応の安全策を講じるという形になっておられると思うんですけれども、そういった点で、今現在、31施設でまだ耐震対応をなさ

れていないような施設とか、そういったものについての扱いの考え方等ありましたら教えていただけませんか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 耐震、昭和56年と、耐震についての対応なんですけれども、31施設で耐震補強をかけてあるのが、これも記憶なんですけれども、12行政区1回りしたところまでは、ある程度の各地区の1つの施設ぐらいまでは耐震補強させていただいております。ただ、残り、ですから20カ所以上あるのかもしれませんが、ちょっと詳細はつかめないんですけれども、それについては耐震補強はしていない。逆にいえば、昭和56年以前の建物ですのでしていないという面があります。

それで、震災前は、この集会場の取り扱い、そういう耐震の問題もありますので、ちょっと考え方を持っていたんです。統合した感じで、もっとちゃんと整備していこうじゃないかという考えは持っていたんですけれども、震災以降、やはり、この集会施設の重要性というのが、やはり必要なんだなという認識も町のほうに出てきたということがあります。

そういうことで、この耐震については、具体的に今後どういうふうにするか、施設、耐震がいいか、その他何かを考えたほうがいいかという1つの段階であります。ですから、耐震補強するという段階まで、まだ検討はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今の点で了解してございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、各議案について討論採決に入るわけでありまして、ここで昼食休憩を挟み、午後からこの管理者指定についての討論採決に入りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、再開を13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、各集会施設の各議案について、討論採決に入ります。

議案第10号指定管理者の指定について、討論に入ります。

議案に反対の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第10号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第11号指定管理者の指定について、討論に入ります。

議案に反対の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第11号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第12号指定管理者の指定について、討論に入ります。

議案に反対の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第12号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第13号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第13号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第14号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第14号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第15号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第15号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第16号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第16号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第17号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第17号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第18号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第18号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第19号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第19号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第20号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第20号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第21号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第21号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第22号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第22号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 指定管理者の指定について

【三浦墓地】

日程第25 議案第24号 指定管理者の指定について

【古浦墓地】

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第23号から日程第25、議案第24号までは、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので、提案段階で一括議題としております。

質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。それでは質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 墓地についての指定管理者の指定ということでございますが、墓地、この場合、墓地埋葬等に関する法律、墓理法、俗に墓理法と言っていますけれども、その中で共同墓地、共葬墓地と、ある一定の地域における長年、その墓地を地域の皆さんのためにということで使われてきた墓地の扱いについての指定管理者のことだろうというふうに理解してございますが、まず最初に、町内におけるこの町営墓地数というのはどれくらい存在しているのでしょうか。その辺、まず数を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、町で管理している町営墓地という、条例でこの辺うたわれているのが今回の指定管理で上げさせていただきました2カ所、古浦、三浦であります。

それから、各地区といえはいいんですかね。各区であつたり、契約講というのがありますね。これで管理しているところもあります。これは昔からの流れかと思うんですけれども、全部で、手樽ですと2カ所といえはいいんですかね。手樽だと2カ所、北小泉、上竹谷、初原、根廻、桜渡戸、各1カ所といえますかね。そういう感じで今あります。町営のほかにもこれだけのものがあるということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 次に、そういった箇所における管理の対応というんですか、姿というんですか、あるんだと思いますけれども、お寺で管理する形態、それから、地域における、今総務課長答弁されましたけれども、契約講組織を持っておられて契約講という形での管理スタイル、あるいは、その墓地の数あるいはそこに埋葬されている関係での代々お墓をお持ちの所有形態による方からの代表者での管理実態というふうな形の管理のありようがあるかどうかと思いますけれども、例えば、私が住んでいる初原区においては、代々相続で永代使用地としての共同墓地をたまたま管理する立場も経験しておるからですけれども、年々そういった墓地が管理する上で永代使用料、使用地としての扱いで年間の管理料を徴収しながら管理していく実態にあるわけですが、年間に管理のあり方としては草刈りとか、そういったことを繰り返しながら年に3回くらいやり、それから、年に1回、夏のお盆の前の時期に年間管理料という形で徴収をし、管理費に充てたりとかというふうな姿はあろうかと思うんですけれども、このように、松島町で指定管理者として今回は2件上がっているわけですが、その粋たるというか、今後の将来に向けて、たしか年に1回だったか何年かに1回、保健所のほうに墓地の届け出をしなければいけなかったのではなかったかなというふうに理解しておるわけですが、そういったトータル的な、町としての管理のありようについて、もしおわかりの点がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 墓地の町の管理ということかと思いますが、基本的には町が管理している墓地、今回は町営墓地ということで2カ所、これについては町で管理。町で管理している公の施設の中で、墓地については指定管理者もできるということで、こういう流れで、今回、議案としてあがったと。

それから、区のことについては、区といえいいのか、地区での契約講もあるんですけれども、こういうところについては、今までその話を具体的に区でしたことも実際ございません。それは区で管理している。私だとお寺で管理しているとか、いろいろな建物はあるかと思いますが、今までの中では区なり契約講とのお墓の取り扱い、管理の仕方ということは、実際ありませんので、今の段階では、町としては新たにこちらからお話を持っていくというようなことは、今の段階では考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） たまたま今回、議案として2件上がっているわけですが、今回の

ような形で2件上がるスタイルになった背景として、やはり、管理する立場にある方々が管理の永続性の担保ができなくなって、いわゆる管理してくれるような人がだんだんなくなったために町のほうに相談されて、それではその地域あるいは墓地を使用しておられる方々の中で代表者を決めて管理していただけないかとか、そういった中での指定管理者というふうな形になっていっているものかどうか。そういった点も踏まえて、参考までに教えていただけますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、この2つの墓地については、どちらかといったら墓地としては新しいと。これは流れとしては、まず墓地は、どちらかといえば区というか、その地域の方もそうなんですけれども、この町営墓地は、どちらかという町民向けにつくられたもので、当時、墓地を地域でつくって、いろいろな地域の流れがあるんですが、この2カ所については地域の協力を得て墓地をつくってその管理を町にと。いろいろないきさつはありますが、地域の協力と、あと利用者の問題と。そういうことを一括して町のほうで管理をお願いしたいということがあってスタートをしていると。この2カ所についてはですね。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 以上、理解して終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、各議案について、討論採決に入ります。

議案第23号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第23号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第24号指定管理者の指定について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第24号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 町道の路線認定について

- 議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第25号町道の路線認定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

- 2番（赤間幸夫君） 町道の路線認定について、今回3本の路線が上がっているわけですが、提案理由の中にございますように、開発行為によって、いわゆる都市計画法29条に基づく市街化区域の中の1,000平米以上の面積に対応した住宅に沿って発生した道路であろうというところがございますが、これらに対する開発行為者からの財産の引き継ぎのありようについてお尋ねいたします。

いわゆる土地の下地としての権利の移動、集計移転の登記についての必要書面、それから、道路台帳を町は整備しておられると思いますけれども、その道路台帳の整備に必要とする道路にかかわった工作物あるいは道路の構成、構造、そういったものを含めて一連の書類だと思っておりますけれども、そういったことの書類を徴集し、都市計画法第40条の2項に基づく帰属という手続に及んで、今回、町道の認定というふうな形で来ておるのかどうかの確認をさせてもらいたいと思っています。

よろしくをお願いします。

- 議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

- 建設課長（中西 傳君） 愛宕一ですね、ここの開発につきましては、平成24年8月9日に開発行為の事前申し出が出ておりまして、最終的に工事完了公告が平成25年7月12日でございます。

用地の帰属が平成25年7月13日ということで、登記申請が9月12日、登記完了が9月13日という形で、公共帰属の一部引き継ぎという形で、平成25年12月2日に帰属を受けているという形で、今回、町道認定をするものということでございます。

- 議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 一応理解しておきますが、参考までに、町道の認定等のあり方で起点・終点のあらわしようなんですけれども、もしこれは地番だとするならば……、地番ではないわけですよね。地先という形になるのか。起点の何番地地先という形でのあらわしになるのか。そういった点での確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 最終的に告示をするということで、告示の中に路線名、それから、起点・終点という形になりますので、それを一応内容で議決をいただくという形で、路線名、それから、起点・終点については、その路線の、起点については左側の地番を一応指すということで、終点についても同じ左側の地番という形で、このような形で議決をいただいているという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 以上で、理解しましたので終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私の聞き間違いだったのかどうかわかりませんが、いろいろな地域の、町道ではないんですね。生活道の舗装なんか町のほうに要望しますと、町道でないよということで返ってきました。それはなぜ町道にしないのかというと、行きどまりは町道認定難しいんだというお話を今までは聞いてきたと思っております。

今回、この愛宕北5号線ですか。これはつながっているんですか。行きどまりなんですか。伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 5号線については行きどまりでございます。

これまでも町道については、何と申しますか、血液でいうと毛細血管みたいなものということで、全てがつながっているわけではないということですので、末端になりますので行きどまりもあるということで、これまでも町道認定いただいております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） じゃこれからは、行きどまりであっても要望すれば、当てはまれば町道に認定できるということでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） いろいろな要素がございまして、建築基準法上、例えば、4メートルなければならないとか、そういった部分をクリアして初めて町道という部分だと思います。

ので、まだ4メートル未満の町道も一応認定されている部分もありますけれども、実際にこれから新規でやろうといった分については最低4メートルといった中で建築基準法上クリアするといった形で考えていますので、そういった条件に当てはまればという部分と、あと底地の問題がちょっとありますので、実際にどうするかといった部分は、できれば町としては取得して町道認定かけたいという考えがありますので、ケース・バイ・ケースによって結局残っている部分がいろいろ住民から要望が来たりとかしているといったことがございますので、それは地域との相談とか、地権者との相談といった形でやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 仮定の話ですけれども、例えば、住民の方々が4メートル基準クリアしているよということで寄附をしたいと、町道認定してほしいというような要望があった場合はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 十分に検討する余地があると思いますので、検討させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 検討するということですが、そういう基準に当てはまるような、いわゆる町道に認定されていない生活道と言われるものが町内にどれほどあるのかということとは把握してないですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃるとおりでございます、全てを把握するというのはちょっと、そのときそのときに一応確認しながらやっております。（「はい」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第25号町道の路線認定については原案のと

おり可決されました。

日程第27 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 松島第一小学校、それから第五小学校の太陽光発電装置の設置工事ということで、仮契約については2月25日だと、こういう説明だったと思うんですが、予算としては大分早い段階であったような気がするんですが、契約の時期がこの年度末に来てということになっているわけなので、その辺、なぜそうなったんだろうかということもございますので、その辺について1つはお聞かせをいただきたいということでもあります。

それから、もう1つですが、せっかくこうやって太陽光発電装置を各それぞれ小学校、あと中学校にもたしかつくということであるわけですが、この辺の言ってみればエコ教育ですね。これとの関連でどんなふうを考えておられるのかといったところをお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、今の時期にというお話であります。これの太陽光の予算につきましては、太陽光、再生エネルギーの予算につきましては、平成25年度の年度当初、補助事業ということもありましてとっています。ただ、事業の中身が、設計からスタートして、設計ができ上がって、工事の現場と。今回でいえば今回の工事の議決案件になります。

ただ、正直言いまして、年度当初に予算をとって、設計、極端な話、用地、極端に絡む話でもなしと、構造体の話であるというところから見たら、少なくとも12月議会には契約として持っていけたのではないかとこのところを私としては思っております。もう少し早くできたのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 松島中学校の活用の方法なんですけれども、中学校とも協議はしておりまして、今回の中学校のものにつきましては2月末の完成ということもありましたので、これから卒業式やら何やらということで、学校のほうでは授業でこれを使うというわけには

今月はいきませんが、4月から、エコの取り組みに関して、なぜこれがエコなのかということを使いしていきたいということを行っていますし、それから、小中学校ともに、今後、一小、五小、そして最終的に二小と行きますけれども、各学校で志教育の中で、自分たちのエコ教育ということを発表し合ういい共通点の課題ができたのではないかとということで、そういう捉え方も先生方はしておりますので、今後、子供たちには活発な取り扱いになるというふうに予想しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 12月ごろまでには契約できているんじゃないかと、こういう答弁だったんですが、なぜおくれたのかというところがいま一つ足りないのかなと思いますので、そこだけお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 一連の作業で、これは補助事業ですので、県とか届け等事務の実施に係る協議があります。3月になったと。正直言いますと、正直というのもあれですけども、ちょっと事務量、震災復興、いろいろな事業がある中での対応ということで、事務的にもちょっと追いつかなかったと、今の時期になったと。これは公募でやりますので、入札に至るまで1カ月ちょっとかかるという、そういう日数もありますが、ちょっと事務的な量の中での対応ということで今の時期になってしまったということであり

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。謝るときは素直に謝ると。ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 多分、答えづらいことをお伺いすることになるかもしれませんが、いわゆる入札結果表を見せていただいたときに、この予定価格あるいは最低制限価格の設定というのは、町の場合、どこでどなたが弾かれたりしてなさるものなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、予定価格の設定は町長がいたします。

それから、最低制限価格、この設定の仕方ですけども、これは基準がありまして、松島でいくと、昔、調査基準価格というのがありましたね。算定、いろいろな直接工事で云々かんぬん、一般管理費で云々かんぬんという、経費を掛ける。これで自動的にこれは設定額が出ると、自動的にこの最低制限が出るということで、この辺の基準を調査基準価格の算定の中

で最低制限価格を網羅しているというふうな算出の仕方をしています。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、最低制限価格の話が出ましたからあれですけれども、今回も1社失格という形で出ているわけですけれども、その最低制限価格の設定は必要としての判断ですよ、当然ね。その枠組みを外すという考え方はないですかね。その辺の確認をちょっとさせてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 予定価格は、金額によって町長、私、あと課長ということになっています。今回は町長と。

あと、調査基準価格というのは今まで設けていました。ある程度の金額になれば、請負ができるかどうかという調査をしていたと。入札監視委員会のほうからいろいろご指摘をいただいて、最低制限価格という形を設けるようになっていくということなんです。

じゃ下を設けないでどうするかということは、今までのここ数年、松島の流れの中で、ある程度人件費等ですね。労務単価。そういうのも下げてまで請け負う方々がいてはまずいであろうということもあって、その最低制限価格を設けていると。じゃ、基準の設け方というのは、今総務課長が言ったように、内部で本工事プラス諸経費とか、その中で計算できるようになっております。

あと、業務委託のほうもできるようには実際はなっているということなんです。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第26号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第27号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第27号平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 1つは、事項別明細書の15ページです。民生費です。災害援護資金貸付金ということで3,350万円の減額になっております。当初予算が4,110万円だったと思いますので、81%の減額ということで、予算の大方が減額処理すると、こういうことになってしまっているわけなんですけれども、援護資金を利用しなくてもやっつけていける状態の方々がいっぱい、いっぱいという大変ですね。使わなくてもいいということで見ればよろしい結果なのかなというふうにも思うのでありますが、なぜこんなに予算のとり方が違ってしまったのかということについて、阿部課長にお聞きするのは心苦しいんですが、その辺についてお聞かせをいただければというふうに思います。

そして、今年度、何人の方がお借りになっているのか、その辺も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 当初につきましては、今おっしゃるとおり4,100万円ほど計上させていただきました。

実質、最後のご質問から申し上げますが、今年度借り受けした方が2件でございます。そして、当初予算で、これは積算、組んだ際には、平成23年度が20件あったんです。そして、平成24年度には19件がありまして、それぞれ全壊とか半壊とかというような内容で貸し付けしたわけですが、それを基準として、今年度は21件というふうなことで予算組みをさせていただいたところです。

ただし、結果的には、今現在2件と。ただ、今現在、相談に来ている方、半壊の方は1名、現在おります。現状的にはこのような状況になっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今回の災害援護資金、通常の援護資金よりも貸し付けの期間も長いですし、そういう期間も6年ということで倍ぐらいになっているわけですね。そういう点では、大変な被災だということで、そういう特別の措置がとられて、なおかつ連帯保証人がいれば

利息もないと、こういう制度ですよ。保証人がいなくても1.5%ということで、大変利率が低く抑えられているわけなんですね。

全壊の世帯だけでも、町でも200件を超える方々が全壊と、こういう状況になっていますので、まだまだ利用される方がいらしてもよかったのかなと、そんなふうに思っているわけです。そういう点で、今回のこの援護資金の制度そのもの自体が、やはりまだまだ周知徹底されていないのかなというふうに思うんですね。たしか平成30年まででしたかね。この制度自体は続くわけですので、ぜひその辺の周知徹底も含めていただいて、借りなくてもいいというのが一番いいわけですが、やはり利用したいという方々が出てくれば、そういう制度だということがわかれば、なお一層ふえる可能性もあると思いますので、そういう努力をしていただきたいと思うんですね。

残念ながら、こういうものの広報をどうするんだと聞くと、町のホームページに載せてありますと、こういうことになってしまいがちなんでありますが、やはり、ご高齢の方々が中心なのかなという部分もありますので、特に本町の場合はですね。そういう点では、ホームページに載せただけではなかなか周知徹底というのは図れないということもあると思いますので、そういった制度の周知徹底を含めて、今後どう考えるのかというところをお聞かせいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 現下ではそのようなことも考えまして、今月号の広報においては、この貸し付け制度も周知しているところです。

今後においても、そういったところで適宜にその広報活動はしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 次なんですけど、同じく民生費の中に扶助費ですか。地域生活支援事業費で20万円の減額という（「200万円」の声あり）200万円かな。200万円ですね。200万円の減額ということになっているんですけど、地域生活支援事業で200万円というと結構大きいかなというふうに思うんですけど、その理由についてお知らせをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この地域生活支援、当初の見込みといたしましては756万円と見込んでおりました。実質、これは減額、3月まで一応このぐらいの扶助費がかかるだろうということで見込んでおまして、それで200万円の減額というふうなことになります。

中身は日常生活用具等移動支援というふうな事業内容が主になります。そういうようなところで、移動支援事業が、若干昨年と比べると、この部分で利用される方が減ったのかなというふうに考えを持っておりまして、この減額に結びつたのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

次ですけれども、同じく15ページから16ページです。障害者自立支援給付費負担金の国県への返還ということでの補正が出ているわけでありまして。これにつきましては、株式会社エコライフ「バンビの杜」ですか、ここが不正受給を行ったと。こういうことで、本町分としては平成22年から23年度の2カ年、1名で126万円分ということでの不正受給ということになるわけでありまして。

給付としては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということですので、それぞれ国県に対して今回の補正予算では63万何がしと31万何がしというお金を返還すると、こういう予算になっているわけでありまして、本町分31万6,849円ですね。これについて、交付要求中ということで、なかなか金額の確定というのは難しいんだと思うんですが、とれる見込みがあるのかと。

新聞を読んでいますと、2億5,000万円ぐらいの不正受給総額になるのではないかとというようなことがどうも事実としてあったようなので、相当、他の自治体等々含めて大きい金額を要求しているんだと思うんですが、本町の場合ですと、金額的に小さいと。1人分ですので、どれだけ回収可能なんだろうかという、その辺の見通しがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 実際、町の交付要求、現在しておりまして、管財人のほうで整理しているところでございます。確かに、負債総額が億というふうな内容になっておりまして、実質、その財産の整理がつく予想の金額なんですけど、まだはっきりはしていませんが、約7,000万円ぐらいになるんだらうと。優先順位もそれにありまして、この交付金のほうは最初、税金とかそういったものが優先しまして、3番目あたりの優先順位になるというふうなことは言われています。その中でどのぐらい、これは入ってくるかというのは今のところ予想できません。今のところ、何とも言えません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何とも言えないということでありますので、丸々入ってくれば一番いいんですが、なかなか厳しいのかなとは思っております。

それで、このエコライフ「バンビの杜」ですね。我が町の方がここの施設でいろいろ行ったと。そのたしか1年ぐらい前ですか。前の年度にこの会社を立ち上げて、たしかいたと思うんですが、初めから虚偽の申告でやっている、こういうことのようなんですね。それで、その不正受給が発覚すると、すぐに倒産だと、破産だと、こういうことになるということで、全くこういう障がい者等々福祉事業を食い物にするような、そういうやり方だと。極めて悪質だというふうに思っているわけなんです、今回のこういう事件というのは、やはり、介護保険なんかも私は似たような仕組みがあると思うんですが、この福祉事業に簡単に民間事業者が参入できるようなシステムにしてしまったというところも、こういう問題が多々出てくる背景としてはあるのかなというふうに思うんですが、町としてこれができるかどうかわかりませんが、再発の防止策としてどんなふうに考えているのかということですね。

と同時に、この事業者、これは指定なり認定なりしているのは、県だとか仙台市だとか、こういうところではしていると思いますので、資料にもありましたけれども、できるだけ返還請求しないでほしいと、関係市町村と一緒にやって要望したけれども、法律上そういう適用がないと、こういうことで、今回は返還せざるを得ないと、こういうことなわけではありますが、宮城県も一緒にやってやっているのに、宮城県にも返さなくちゃいけないというね。この辺はどうなのかなと思っていたものですからその辺に対する見解があれば一緒にお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これについての不正受給が発覚したということで、資料の中でもありましたけれども、宮城県初め仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、それから、もろもろ関係する町村が今度のこういった不正の防止等を求める要望書を提出しております。今後このような事業所がないようにということは要望書を提出しているところでございます。

そして、今回の場合のこのエコライフ「バンビの杜蒲生」につきましては、これは仙台市が指定したということになります。町村の場合におきますと、町村に設置する場合は県の許可というふうなもの施設の運用となります。

今回は仙台市が認可しているので、県のほうはやむを得ないのかなと私は思っています。ただ、県で認定しているのであれば、私は強く県でもし返還を求めてくるのであれば、それを私は言いたい。今回は仙台市が設置したものですので、しょうがないのかなというふうな

考えは持っているんですが。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 認可が県であろうと市であろうと、やはり、この制度そのものの法律をつくる段階で国、県がある程度指導的立場でこういうんだよと、運用もつくっていただいて、こういうことに安易につくって潰す、つくって潰すということがないように、県とか国に今後呼びかけというか、要望していきたいと思います。

あと、返還金そのものに対しても、やはり潰れて国、県から請求ということも、やはり補充要綱の中にうたっているものですから、返さなければいけないような形で。そういうのも、今後こういう事例がだんだん出てくると思うので、そういうのも周りの自治体とスクラムを組んで、いろいろ制度の改革というか、変えていかなければならないということだと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 宮城県が、蒲生のほうは宮城県が確かに指定したのではなくて仙台だと。しかし、利府町にもあるわけですよ。ですから、同じ会社が宮城県だけではなくて、長崎だとか全国で展開して、あちこちで最適なやり方でやっていたというのが今回のこの中身なわけで、そういう点では、指定がどこというだけじゃなくて、大変問題の大きいものだったのかなというふうには思っているわけですが、やはり、こういう事態が生じたときに、今の状態ですと、最低層にいる市町村だけが返還を求められて丸々損をすると、損するというと悪いんですが、そういう形になるということで、今、副町長からも答弁ありましたけれども、ぜひその制度のあり方自体、やはり、きちんと見直していただいて、昔、2000年ごろに三方一両損なんていうことを言った人がいましたけれども、少なくともそういう形になるようにしてほしいなど。そうじゃないと、本当に末端市町村だけが事業をしたと。その詰め腹を最終的にこういうことがあると切られるということではおかしいと思いますので、ぜひそういったものがきっちりと救済されるような制度にさせていただくように求めていただきたいというふうに思っているわけですので、その辺についてはよろしく願いをしたいなどというふうに思います。

それから、次、18ページですが、合併浄化槽の設置事業費補助金ですね。これも当初30基分、1,242万円ほど当初で見込んでいたわけですが、今回、その7割の860万円減ということで、これも多分、災害援護資金などと同じような形で当初の見込みをちょっと多めに見ていたんだけど、申し込みの、申請の件数が少なかったということだとは思いますが、

その辺の、なぜこうなったのかといったところをひとつお伺いしたいということと、新年度予算にかかわる話になるわけですが、新年度においては、宮城県の補助分がなくなるというふうに聞いていたわけなのでありますが、それは事実なのかどうかということと、なくなった場合、町として合併浄化槽の設置事業、これをどういうふうに推進するというお考えなのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは合併浄化槽の件についてお話し申し上げます。

合併浄化槽につきましては、6月補正で追加させていただきまして50基ということで予算計上させていただきました。このときは、事前の申し込みの方がそのくらいいたということでしたので、できるだけご希望に沿いたいという形で予算化させていただいたわけですが、実際にはいろいろ伺ったところ、建てかえ、改築に合わせて、予定していたんですがやめたという方もございまして、現在は5人槽で14基、7人槽で18基、合計32基の申し込みがございまして、この分で平成25年度は終了という形になりましたので、残分はおろさせていただいたということでございます。

それから、県補助金につきましては、先ほど来もありますが、来年度からは県補助金につきましてはやめたいという形で来てございます。これは当初、震災前にやめたいと県でのお話でありましたが、震災があったために延び延びになって、平成25年度まで継続していただいていたわけですが、平成26年度からは県の補助金は打ち切りたいというふうな状況でございまして。

それから、合併浄化槽の継続につきましては、町としてはできるだけ町民の負担をなくしたいという方向に考えていますので、できれば現状維持を維持したいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 町の考え、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 県で補助金を取りやめたいというのは、震災前から、今水道所長からあったように、その分を町民の方々に負担ということはまるっきり考えておりません。その分は町で負担をするということで進めるということで決定しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 合併浄化槽の事業につきましては、言ってみれば公共下水道の区域をも当初よりも若干狭くして決めたわけですね。残ったところについては、大体こういう合併浄化槽で対応するという方向になってきているわけですので、本町では非常に大事な事業だと

いうふうに思っております。これはやはり、本当に積極的に推進するという立場で考えていかなければならないときに、この県の補助金がなくなるというふうになれば、これは財政的にも大変なことだろうなというふうに思うんです。そういう点で、本来もっと積極的に進めなくてはならない事業が、そのことによって若干でも規模が縮小していくと、制限が加わっていくということになってしまうのではないかと、こういうふうに懸念をしているわけなんです。これまでと同様、推進の可能性があるのかどうか。その辺についてもう1回だけご答弁をいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 推進について。大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまでと同様に、積極的に進めるという方針でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今後とも着実に進捗をしていくというふうに考えていきたいと思っております。

次、19ページの商工会での取り組みですか。今年度取り組み事業として滞在交流型のプログラムの企画及び観光資源としての人材育成を図るため、小規模事業者地域活力活用事業全国展開支援事業補助金、これが100万円補正計上されているわけであります。

これは、私はよくわからないので、まずその総事業費というのが一体どのぐらいなんだろうかということですね。それから、またその事業の具体的な内容をいろいろ見てみますと、これは全国商工会連合会ですか。商工連合会ですか。ここが主体になってやっている事業なのかというふうにも見たんですが、どういう具体的な事業になるのかということと、それとのかかわりで、これも年度末になって補助金を支出すると、こういうことになっておりますので、年度途中ではなくて年度末になって補助金の計上ということになったわけですね。その辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一番最初に、最後のご質問ですけれども、これは全体的に3カ年の事業になります。平成24年、平成25年、平成26年の事業になっております。

それで、3カ年の事業の中で平成24年度は補助金をもらって商工会のほうでやっていくと。平成25年度、今回補正しましたけれども、その中で町、町の補助金もと。平成26年度も当初予算に計上していますけれども、町の補助金を上乘せして事業をしていくということで、なぜ今の時期かということなんですけれども、町としては、町で補助金を出すべき理由、内容等も詳細にまだ把握していなかったということもあって、本当は9月か12月に出そうかなと

思ったんですけれども、詳細に商工会と事業の内容等も町長等も含めて確認した後にということ、今回の時期になったということでございます。

詳細については、産業観光課長のほうから説明いたします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業という形で、大変長い事業なんですけれども、こちらに関しましては、今副町長が申しましたとおり、3年間の事業で、利府松島商工会が手を挙げて採択された事業となっております。こちらは中小企業庁の補助事業になるんですけれども、地域の資源を活用した特産品や、地域資源の開発など、全国規模を視野に入れて取り組みをしていくと。幅広い支援を行う事業だということになっております。

今回のこの事業なんですけれども、来て見て食べて体験して感じる、新しい松島の四季彩食という、これをキーワードといたしまして、松島の新たなもの、それから、松島にある特産物、それから食。そういうものを新たに磨き上げて全国に発信をしていきたいという商工会の取り組みとなっております。

事業費全体につきまして、今年度については450万円だったかと、済みません、今ちょっと手元に持ってこなかったんですけれども、450万円の事業だったかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） これは3年間の補助事業ということなんですが、これは平成25年度小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業ですね。これは平成25年度で2年目に入っていると、こういうのがあって、今の説明ですと、全国商工会連合会からかとは思いますが、1年しか補助金が来ないようなお話に聞こえたんですが、これを見ると2年続けてくるのではないかなというようにも、この補助事業の内容を見ると見えるんです。

ですから、先ほど副町長が答えたやつだと、平成24年は補助金来た。平成25年、平成26年については町で補助を出していくと。そういう考え方だということですが、ちょっと私が見ているやつだと、何か2年続けて中小企業庁からの支援を受けたその事業は補助金が出るのではないかなというふうに見えたんですが、その辺どうかということと、それから、補助金を出す理由について、いろいろ検討した結果だと、こういうお話なんですが、平成24年から事業としては始まっているわけでしょう。そうすると。いろいろとこの間、1年以上、2年近くこのやりとりはあったのではないかなというふうに思うんですね。そうしますと、もう少し早い段階で、この補助金の支出の行為というのはできるものだったのではないかなというふうに

思うんですが、いかにも年度末のここに来て、一体この年度末で何するんだみたいな感じの出し方になっているのかなという気がするものですから、その辺はどうかなのかなということでもあります。

○議長（櫻井公一君） それでは、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 平成24年から、確かに3カ年事業で、利府松島商工会で補助金をもらってやっている事業。その中で平成25年と平成26年に町からも補助金ということで、確かにもう平成24年に申請していますから、平成23年度にわかっているのではないかということなんですけれども、その中で、町として、補助金として出すべきかどうかと。必要だという商工会からの意思の疎通が、平成23年からうまくいっていなかったというのは確かです。そういうことがあって、今回、途中で補正と。

今野議員言われるとおり、今補正でなくて平成25年度の当初にもう補正ができるのではないかということは、確かにそのとおりであって、商工会と行政との補助金のやりとりも含めて、事業の内容も含めて行き違いがあったということは事実でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 17ページなんですけど、2項6目の子育て支援事業についてですが、子ども・子育て会議1回分の開催をふやしたということなんですけど、これはこれから会議を開くということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この子ども・子育て会議につきましては、9月に補正におきまして条例制定してこの子ども会議を設置させていただきました。その際には、その3月までに2回、計上させていただいて認めていただきました。

ただし、この第1回目開催して、委員の皆さんからのこれからの本当の子育てのあり方、もう1回だけ開いてことは3回にしたらいじゃないかということで、そのために1回ふやしております、あと3回、今回補正をとりまして、今月の末に開催させていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これはメンバー的には何人くらいの会になっていますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 10名の構成でやっております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これは1回当たりの手当としては2,700円というふうなことでよろしいんでしょうか。（「2万7,000円」の声あり）1人当たり2,700円の手当ということでよろしいんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 委員会開催いたしまして、最初に補正でとったときに、委員さんが欠席された部分もありました。その分を勘案して、今回は2万7,000円で。委員さんの報酬は1人6,700円になっております。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それではほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

まず、総務管理費、総務の一般管理費なんですけれども、提案理由の中に職員の産休、育児というようなことがありました。そういう中で、これは予算書を見ると、給料、手当、共済費、全部合わせて1,800万円の減額と。

この資料の中の一番最後に職員の人数書いてあるんですけれども、当初、補正前、補正後、154名の職員がいるよと。そういう中で減額でありますけれども、まずこの産休をとっている人、育児休業をとっている人、何名いらっしゃるのか。それから、その提案理由の中にこれを1,800万円減額するに当たり、事務事業の精査を行ったということを書いておりますので、どのような精査を行い、この金額になったのかお示してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、育休等々の人数、1,859万円ほど減額しております。ここの内容は、まず育休で総務課付で、育休になりますと総務課付になりまして集中管理します。この方が2名ほどおります。それから、退職ということで、病休で給料が8掛けの方が2名ほどいらっしゃいます。これらを全部精査しまして人件費が1,800万円。それから、旅費の50万円についてはこれは別物であります。これはちょっと触れてしまいますけれども、旅費も合わせて1,850万円です。旅費については支援に来ていただいている他市町村のこちらからの御礼で見送ったり、その辺を精査させていただいたということで、この事務整理と。整理してこういうふうな形になったということで表現させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、この育休も含めて、人数減った分は派遣されたそれでも

って対応したということでいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、総務課の一般管理費のところ、先ほど総務管理のほうでお話がありました。ここは総務課、それから財務課、会計課と企画の一部というところの人件費のところであります。

全体の職員数は、平成25年度ですと168名ほどあります。これが特別会計であったり、教育委員会であったり、土木総務であったりということで、各課に職員は配置されております。この総務の一般管理費については、総務課、企画、会計ですね。そこの職員等についての給料であります。

なお、先ほど言いましたけれども、全体160数名いる方のうち、育休とか、それから病休で休んでいる方、こういう方は全部総務課のほうで一括して人事管理をしていると。でありますので、途中で特別会計も出てくるかと思えますけれども、減額して総務課のほうでこの辺の精算をするという形にしております。

そういうことで、ここで一括で見た場合に1,800万円ほどの人権費の精算が生じたということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それから、11ページ、電子計算機。これも当初が5,300万円。それが減額で1,800万円減額になっている。パーセント言うと34.5%、非常に大きいこの減額ということでもあります。この理由ですね。それを教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 平成25年度から新システムを入れるということで、このときからはクラウド型のシステムにするということで、今までと全く違うやり方です。

サーバというメインの機械を庁舎内に持たないで、庁舎外のデータセンターからデータを送ってもらうというやり方に変えています。

それで、システムが全く変わってしまって、どのぐらいのお金になるかわからないということで、先進事例を調査させていただき、それをもとに予算化をさせていただきました。それが去年の3月でございまして、それから契約が10月になるわけですが、6カ月間の間にこの仕様をかなり検討させていただきました。それで、なるべく安くいいものを採用しようじゃ

ないかということで、その6カ月間を過ごさせていただいたわけですが、その中で、極力パッケージ品といいまして、標準品を、標準仕様のものを使ったほうが安いと。オプションはやめようということで、極力オプションをやめ、標準品を中心に使うということで、発注仕様も変えて、いいものでこのぐらいの値段でできたということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、課長が言っているのをちんぷんかんぷんで聞いていたんですけどもね。そういうことで、いいものを導入するためにこうやってやっていたと。それで、私次の質問で、当初予算過大でなかったのかと、多く見積もっていたのではないかと、こういうふうに質問あったんだけど、そういう中で、去年の10月からこれを導入したと。そして、6カ月使ったら、いいもの、極力安いものを導入して取り組んだんですよ。その経過がこうなんですよというようなことを説明を受けました。それでいいと。そのようなことをこれからも取り組んでいただければ、34%ですか、この減ったことも納得できるというようなことでありますので、ほかの課もこういう導入がありましたら、そういうことで取り組んでいただければと思います。

それから、今の今野議員がおっしゃいました商工会の振興費なんですけれども、この小規模のやつ、100万円補正した、なったと。来年の予算を見ますと、やはり150万円出ていますね。163万円ですかね。これをお聞きしますと、900万円の全体の事業の中で3年にわたってやりますよと。そういう中で、そして、初年度は中小企業、国のほうが全額持つと。そして、2年目は国と町が補助金を出すと。3年目はやはり国と町というようなことで、合わせて、聞くところによると250万円、2年間。平成25年度、平成26年度。このような税金が商工会のこの事業に入るわけですね。

それで、今回、今課長にお聞きしますと、地域産業、食産物、そういうもので全国に売っていく。松島の自慢のものを、これから商品開発してこれからやっていくと。その研究をするんだよと、そういうことがあります。今、松島でも町を挙げて、観光施策の中で、そしていろいろな取り組みの中で地産地消、そういうものを一生懸命やっているわけですよ。そういう中で、今度の商工会の事業、研究、松島町で取り組んでいる事業、こういうものをやはり一体とすることが必要だと思うんですよ。ばらばらでは、本当に最後には結果的にできないで終わると。

かつて、何十年か前に、商工会もこういうことをやったんです。一生懸命取り組んで。昔は

オキツ先生という東北大の先生がね、文化財の。松島はどうあるべきかと、こういう壮大なる事業のもとですごい金をかけてやった経過がある。ところができなかった。そういう経過がいっぱいあるわけですね。今回も、この250万円という事業、入るわけです。それで、このことを松島町、これから取り組んでいる農産、農水の関係の方、そういうことをどうリンクして検討していくかと。

今回は、商工会の民活を利用するという事なんですけれども、この中でどうしても行政が入らないとできない部分があると思うんですね。そういうことで、私はこの事業を注意深く見ながら検証する必要があると思います。250万円という大金でございまして、そのようなことで執行部はどのようにお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員にお願いがあります。ここで答弁を求める前に休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩をとります。

再開を2時20分といたします。

午後2時10分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、10番色川晴夫議員の質問に対する答弁から入ります。大橋町長。

○町長（大橋健男君） こういった調査ものについては、議員おっしゃるように、これまでも何度かなされてきて、調査はしたんだけども実にならないというようなことも多々あったわけですね。

それで、この話、この調査そのものは商工会がそちらの商工会全体の組織の中でこういうのがあるよというふうに見つけてきてやると決めたものなんですね。その中で、町でも1年目は国補助だけでいいんだと。2年目、3年目になると、今度は町の補助も必要になってくるねというふうな話をされてはいたんですけれども、我々としては中身がよくわからないものに対してすぐ出すよというふうにはできなかったわけですね。

それで、2年度目についても、その辺が年度当初は不明瞭な部分がありましたので、どういったものをやるんですかと、どういった中身になるんでしょうかねというやつを確認した上で、補助するのであればするかということで、こういうふうになったわけなんです。

それで、補助してもいいんじゃないかというふうに思ったところは、まずうちのほうで作成

している観光振興計画とか総合計画とか、あと震災復興計画とか、また今町で民間の方々がおやりになっている農業、観光が結びつけた6次産業化とか、そういったものもしっかり連携するような中身になっているように見えた。こちらからも話して、あちらでもそのつもりでやったというようなことですね。そういったものも含んで、今回の補正ということになったわけでございます。

それで、3カ年の調査物ですので、恐らく次も、恐らくといたしますか、次も4年度もやるわけですがけれども、今の流れで行けば、町全体との産業との結びつきも出てくるし、ある程度どのぐらいのものが出てくるか、まだわからない部分があるんですけども、来年の話なのでね。ただ、調査そのものをするこゝでの連携とかというのもできると思いますので、その辺の成果はとれるというふうに考えているところです。

具体の中身については課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） この事業につきましては、まず1年目については調査研究事業という形になっていまして、2年目、本体事業1年目。来年につきましては本体事業2年目という3年間の事業となっております。

今回の本体事業1年目の内容なんですけれども、まず3つの分科会を持って検討してきて、3年間ともその3つの分科会で検討しているところなんですけれども、その中で、食、特産品、観光メニューを取り入れたモニターツアーを検討という形で今年度の事業で実施しております。

その中身につきましては、夜の松島という形で、夜の松島歩きという形でモニターツアーを実施しているところが1回目ありました。それから、あと霊場松島を体感日帰りツアーというものを組み入れまして、座禅体験であったり、それからあとおもしろいなと思ったのは200年前の復元料理を食すという、そういうお昼のメニューの中に復元料理を入れたと。こういう形で農と観光とを結びつけるというのがことしの事業の実施状況となっております。

3年目、来年なんですけれども、これをさらに磨き上げを行って、3年目の実施という形で計画をしているということになっております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、商工会がこういうふうにしてこれからの観光、商工会の立場、商工会の会員の中にも観光協会の会員も当然入って、そういうことで認識、共通す

る部分があると思うんですね。そういう中で、まして、だから、町で考えているものとやはりリンクしないと、ばらばらになったのではね。何ぼ金あったって、企画倒れになってしまう。そういう可能性もあると思うんですね。そういう中で、今、この中でいろいろなこと、今回、食とか何かとさっき言って、私はこの中に6次産業のほうも入ってくるのかなと思いながらあったんですけども、それはないわけですか。商品開発とか何かということを考えてはいるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 商品開発に関しましては、今、講師をお招きしまして、松島のいろいろな特産品を見直しというか、お話をさせていただいていたようなんですけども、その中で、参考例として上がってきていたのが、竹の加工品。今現在、竹箸とかあるんですけども、それをさらにステップアップをさせて、竹のスプーンであったり、それからフォークであったり、そういうものをホテル等で使っていただく。さらにはセットとしてお土産品として販売をしていくという、そういう提案をいただきながら、実用化に向けていきたいという形で、こちらの松島の6次産業、竹の活用ですかね。そういう形での提案もいただいております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中で、今度、松島と利府が特区をやるとご報告いただきましたね。小松さんかな。この間、利府松島が特区構想を上げて、観光で一緒にやっっていこうと。その中で、今度は浜田のほうに道の駅的なものを利府町長が打ち上げました。今度は、松島が復興施設、避難施設の中で石田沢を活用すると。そういう中で、あとは松島の物産。こういうものを、やはり、そこに利府松島商工会ですから、一緒になってこれに取り組んでいるわけですから、ぜひそういう成果をこういうところに示さないと。やはり、何をやっているんだというようなことになるかもしれませんので、やはりその辺は商工会の携わっている方には認識をしていただかなければならない。私はそう思っているんです。頭を下げていますけれども、わかりましたって。

そういうことで、やはり250万円という税金です。本当は悩んだと。この補助金を悩んだということでもありましたので、その辺は商工会の皆様にも十分に理解をしていただきながら、成果を出していただき、それでいければいいんじゃないかなと、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、労働諸費なんですね。18ページ。これも緊急雇用創出事業の中で、おもてなし向

上推進、これも予算の分科会でも何回も言われるわけなんですけれども、この緊急雇用に関しては2,000万円、当初予算は2,000万円だった。2,027万8,000円。それで、これは観光関連施設にホテル・旅館ですね。あと施設側にも8名の枠でこれを社員として研修がてら将来的にはその施設の社員になっていく。そういうことで2,000万円の予算をとったと。今回124万円。少額ではありますが減額になったというようなことで、この124万円ということは、8名、この枠で採用されたのか。それで、この124万円はどこか途中でやめたのか。

それから、その8名の中で今現在何名続いているのか。そして、正社員として迎えられた人数がいらっしゃるのかどうかね。わかっていればお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 当初8名を予定しておりましたけれども、1事業所のほうから1名減の、3名で申請があったんですけれども、実質は2名だったということで7人の雇用を行っております。この方々は7人、今年度の雇用になっております。

今、この方々が正社員にというお話だったんですけれども、そこは済みません。ちょっと把握しておりませんでした。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やはり、そういうことで、最終的には正社員にまでなっていただくと。これも緊急雇用の1つの最終目的かなと思うんですね。そういう中で、ほかの職場に転出するかもしれませんが、この辺をこういう緊急雇用、特にホテル、こういうものが接客企業でありますので、そういう本当にちゃんと目的を持ってそういうところに働かないと、なかなか不規則な接客業でございますから、ホテル・旅館というのは。なかなか難しいんですね。ずっと続けるということは。

そういう中で、今回8名枠と。来年もこういうことがあると思いますけれども、その辺をよろしくお願いをしたいと思います。

それと、26ページ、公共土木施設。私たち、この間特別委員会で現地視察をさせていただきました。そして、松島大橋を見せていただきました。松島大橋ですね。一の坊さんの手前ですね。それで、あそこのところを河口側のほうに橋を1本つけるというようなことで買収、地図で示されました。多くの方が買収の、移転、そういうことで示されましたんですけれども、あそこに地権者ですね。橋が架かる予定、道路かかる予定の人たちが、この話、もう当然行っていると思いますけれども、その辺の話、賛同していただいているのかどうかですね。

ということは、今復興事業の中で国道45号線、道路の拡幅工事がありますね。行われており

ます。私は一般質問の中で、あそこのところに何人協力しましたかというようなことを質問されて、まだ半分ぐらいですというような答えがありました。今度は、また避難道路として、独まんさんから御水主町、そして消防署、今測量とか、この間ちょっと行きましたら、担当課があそこのところを地権者に説明して歩いているような状況。それで、やはり、反対している人もいますよ、現実はまだ。そういうことを聞きます。そういう中で、今度、松島大橋があのような架けかえになるということになります。地権者が、その対象になる人たちの地権者の反応というんですかね、協力というんですかね。そういうものはいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に用地の件でということで、補償費も算定しなければならないということで、調査のほうも入らせていただいているということで、協力はしていただけるという認識で進めております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 全員がそのように協力の体制、その対象者何人、何軒いらっしゃるの。何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 済みません。ちょっと時間をいただいてよろしいですか。

7軒ほどになりますね。実際は。全員が協力していただけるものと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 非常にこれはありがたい話でありまして、その全員の方には感謝申し上げます。ありがとうございます。

それから、仮庁舎の整備、財源補正関係。資料をいただきました。それで、旧役場ですね。今はもう解体が始まりました。それで、当初私たちあそこ全部やると大体約3億円ぐらいの買収になるよというような話を伺い、間違っていたかどうかわかりませんよ。そういう感じで私は受け取ったんですけれども、今度は図面を見せられたら、この赤い線のところが買収になるというようなことで、端っこを見ると、三崎さんのほう、町長車が入っていたあそこね。あの辺がずっと入らないんですね、買収に。そうするとそのまま町の所有地になる。今度はその残地ですね。買収の残った部分の残地、あれはどのぐらい……引き算すればすぐわかるんですけれどもね。あれの計画はどのようになるのかなと。この赤い図面。これを見ながら、どのようなことを考えているのかなと思いつつ質問しているわけです。よろしく。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 残地に関しては550平米ぐらいになるかなと思います。

それで、今後の計画に関しましては、まず今解体をして、残った更地がどういう状態なのかということを見て、それから検討しようという段階です。ですので、今の段階では白紙の段階ということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その状態を見なきゃ何ともならないと。ずっと長いですからね。そのすぐにとまった土地が550平米あれば活用できるというような部分がありますけれども、あそこに大きい建物も、もう役場がなくなりましたから、駐車場の活用とか何とかというのがなかなか難しい。前にもありますからね。

そういう中で、やはり有効利用。もしできれば地元の人が何かのために役立てたい。何か共同でやりたいと、公共的なものですよ。そういうものがあればお考えになるとか、役所のほうでこういうことをやりたいというふうに、本当に有効活用をお願いしたいなど、こう思っております。

それから、歳入のことについてちょっとお伺いをします。3ページ、町税、たばこ税、補正で1億円になったと。1億400万円ですね。

平成23年度、地震のときは、ずっとその前まではたばこ減りましてね。もう8,000万円ぐらいになりました。そうしたら、この地震でいっぱい復興支援関係の方がいらっしゃいまして、一挙に1億円。どんと超したんですね。そして2年目も、やはりその流れでもって、若干は減りましたんですけども、それでも9,600万円あったんですね。

そういうことで、今回、観光客が減っていると。そういう中で、平成23年度は1億円を超えたんですけども、このまだ1億円を超えた要因というんですかね。それは何だったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 本数的には若干ずつ減っております。

それで、金額が1億円を超えたという要因というのは、平成25年4月から税率改正になりまして、旧3級品以外ですと普通に吸っているたばこだと思いますけれども、1,000本当たりで644円税率が上がったと。それから、旧3級品に関しましては305円ほど上がりました。その関係で1億円の金額になったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君）　ということは、税率の関係でこういうふうに上がったんだよと。たばこ1本吸ったら上がったということではなくてですね。そういうことで、私も一生懸命頑張っているんです。副町長も頑張っていると思いますけれども。そういうことで、わかりました。

これは消費税とは関係……、当然4月から上がりますね。ということで、また変更になるということはあるんですかね。

○議長（櫻井公一君）　館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君）　そのたばこの値段を決めるのは松島町でございませぬので、JTとかそちら側のほうで決めるもので、私がつかんでいる情報では1箱当たり10円から20円ぐらい値上げになるというふうには聞いております。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　とにかく1億円を超したということになりますので。本当にこれも貴重な税源の一つだと。ただ、周りの人は非常に迷惑だというようなこともありますけれども、だから私たち吸っている人たちは外で寂しく吸っているわけでございまして。その辺。この辺で終わりますけれども、それから、入湯税です。

今回も4,600万円になったんですね。すごいなと思ひまして。本当に、観光客減ったと、そういう中で、こんなに、本当にこれは企業努力なんですよ、全く。そういう中で、まだ来年の予算の観光客の入り込みはちょっと見ていないので、ちょっとわかりませんが、実際に去年はおととしと比べてどうなんですか。宿泊した人。それならわかれば日帰り泊まり客の比率がわかれば、この入湯税にかかわる。教えていただければと思います。（「これに出ているんだよな、当初予算の資料に」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君）　入湯税の平成24年度の宿泊客数です。25万5,603人。それから、日帰りの方が4万5,531人と。合計で30万1,134人です。

それから、平成25年、これは決算見込みの数字で申し上げますけれども、宿泊者数が29万3,600人、日帰り客が5万2,950人と、このように見込んでおります。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　平成25年、ことしですけれども、泊まりが去年より多い。日帰りが少ないと。（「多い」の声あり）多い、そうかそうか。ということで、本当に企業努力、非常に素晴らしいなと思ひながら、ですから私たちはまだまだ足りないという部分で、ホテル・旅館さんには大変なご努力をいただいているなど。

そういう中で、やはり、このまま、それで4,600万円、補助金が450万円。大体1割ぐらいが温泉組合のほうに出しているというようなことなんですね。もっともっと頑張ってください、まだこれは全部が温泉ということではありませんので、他の温泉を導入していないホテルもあります。それが、温泉が全部導入されれば、まさに松島は温泉の町ということになって、1億円、夢ではないんですね。夢ではない。入湯税だけで1億円、すごいです。これは一流企業が入ったぐらいの税収になるわけですよ。そういう中で、それは対ホテルさんのいろいろ事情がありますから、今現在、この松島町が4,600万円も税収入ってきているという中で、やはり今後とも、町長、今以上に全国に松島が温泉だということを広めて行ってほしいなど、このように思っておりますので、改めてよろしくご答弁をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 世界で美しい温泉会議でもつくろうかなというふうに思っております。頑張っていきたいと思います。（「よろしく申し上げます。以上」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 今回の補正には載っていないんですけれども、雪害対策についてちょっとお聞きをしたいのですが、2月に大雪があったわけですね。その中で、農業被害、漁業被害等あったと思うのですが、その対策・対応について、どのような調査をして今やっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答えられますか。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 2月9日の大雪によりまして、こちらで把握している分なんですけれども、パイプハウスの倒壊が26件ほど確認をしております。

今現在の対応状況なんですけれども、県の事務所を通しまして、国にその被害状況の報告をしているというところまでです。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） この被害状況も把握した上で、国のほうでもその手当てをするということで首相なんかも言っていますので、その対応方、やはり、きちっと決まりましたら連絡をいただいて、その体制を十分にとっていただきたいというのが希望でございます。

交付に関しては、その時期についてということなんですけれども、まだまだわからない部分あると思うので、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今後、国の動向もありますけれども、台風とかああいうときには農地災害とか施設災害があると。これも雪害ということで雪の災害ということで、同じように準じて、何らかの道、手だてがないかということで進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第27号平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第28号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第28号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第29号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第29号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号 平成25年度松島町介護保険別会計補正予算（第4号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第30号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第30号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第31号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第31号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の

声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第31号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第32号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)について

○議長(櫻井公一君) 日程第33、議案第32号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第32号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第33号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(櫻井公一君) 日程第34、議案第33号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第33号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第34号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第34号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、3月10日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時53分 散 会